

# 王寺町男女共同参画計画

令和5年3月  
令和8年3月改定



# 「誰もが自分らしく輝けるまち 王寺」の実現に向けて

## はじめに

本町では、「誰もが自分らしく輝けるまち 王寺」を基本理念に、令和2年度に公表された国の第5次男女共同参画基本計画の内容を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、町民、地域、地域団体、事業所、行政等が様々な立場の皆さまと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、計画的に男女共同参画を進めていくため、令和5年3月に「王寺町男女共同参画計画」を策定しました。



また近年、社会経済状況が急激に変化している中、貧困やDVといった困難な問題を抱える女性に対する支援が求められています。こうした中、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が施行されました。

本町においては、令和6年4月に妊産婦や子育て世帯、こどもへの相談支援を一体的に行う「王寺町こども家庭センター」をリーベル王寺東館地域交流センター内に開設しているところですが、貧困やDVといった女性の問題も関連があることから、令和6年10月から困難な問題を抱える女性への相談窓口も開設し、必要に応じて関係機関につなぎ、包括的な支援を行っております。また本年、女性の福祉の増進の視点から、個々の状況に応じた最適な支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、王寺町男女共同参画計画の中に、「困難女性支援法」に規定する市町村計画の内容を盛り込み、両方を兼ねた計画として改定しました。

男女共同参画社会の実現には、女性活躍の推進、固定的性別役割分担意識の払拭、男女ともの働き方改革等の事業を進め、誰もが働きやすく暮らしやすい活力ある「王寺町」を目指し、この計画に基づく取組を推進していく事が必要でありますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議頂きました「王寺町男女共同参画計画等策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、町民意識調査を通して、貴重なご意見を賜りました町民の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

奈良県王寺町長 平井康之

# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の背景	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5
第2章	王寺町の男女共同参画を取り巻く現状	6
1	王寺町の現状	6
2	アンケート調査の主な結果	15
3	困難な問題を抱える女性の状況を把握するための調査	36
4	王寺町の男女共同参画を取り巻く課題	38
第3章	計画の基本方向	41
1	基本理念	41
2	基本目標	41
3	計画の体系	43
第4章	施策の内容	44
基本目標 1	男女共同参画についての理解・意識の醸成	44
基本目標 2	男女共同参画の推進による豊かな社会づくり	46
基本目標 3	自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍	47
基本目標 4	自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり	49
第5章	計画の推進	52
1	王寺町における推進体制	52
2	町民・団体、事業者との協働	52
3	効果的な進行管理	53
4	指標	54
参考資料		55
1	用語解説	55
2	計画策定の経緯	58
3	王寺町男女共同参画計画等策定委員会名簿（当初計画）	59
4	王寺町男女共同参画計画等策定委員会名簿（令和7年度計画改定）	60
5	諮問書（当初計画）	61
6	答申書（当初計画）	62
7	諮問書（令和7年度計画改定）	67
8	答申書（令和7年度計画改定）	68
9	関係法令	71
10	「困難な問題を抱える女性への支援」のための相談窓口	133

## 1 計画策定の趣旨

国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その前文において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。平成 12 年にはこの法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降 5 年ごとの改定を行いながら総合的かつ計画的に施策を推進しています。

さらに、平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取組により、男女共同参画に関する市民の理解は深まりつつあるものの、依然として、性別に基づく★固定的な役割分担意識の存在や平等意識の浸透率の低さなど女性を取り巻く問題は多く、取り組むべき課題は今もなお多くあります。

また、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機ともなっており、これから先の男女共同参画社会の実現に向け、新たな可能性を見出しつつあります。

こうした中で、令和 2 年度に公表された国の第 5 次男女共同参画基本計画の内容を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、市民・行政・地域・地域活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくため、令和 5 年 3 月に「王寺町男女共同参画計画」を策定しました。

また近年、社会経済状況が急激に変化している中、貧困や★DV といった困難な問題を抱える女性に対する支援が求められています。こうした中、令和 6 年 4 月に「困難女性支援法」が施行されました。

これを踏まえ令和 8 年 3 月に女性の福祉の増進の視点から、個々の状況に応じた最適な支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、王寺町男女共同参画計画の中に、「困難女性支援法」に規定する市町村計画の内容を盛り込み、両方を兼ねた計画として改定しました。

（文章中の★印を P55～用語解説 参照）

## 2 計画の背景

### (1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和50年の国際婦人年世界会議(メキシコ会議)における「世界行動計画」の採択をはじめ、様々な取組が展開されています。昭和54年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を採択し、日本も昭和60年に批准しています。

また、平成27年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール(目標)と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール(目標)、ターゲットを設定していますが、17のゴール(目標)の中には、「ゴール5 \*ジェンダー平等を実現しよう」など、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

※SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワードであり、新たなものさしとなるもの

#### 持続可能な開発目標(SDGs)

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## (2) 国の動き

---

昭和50年に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、昭和52年に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法律などの整備が進められてきました。

平成11年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律では男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとされています。この法律に基づき、平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、5年ごとに計画を見直すとされており、直近の策定年である令和8年度には、「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画における目指すべき社会像として、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会、④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会の4点が掲げられています。

また近年、社会経済状況が急激に変化している中、貧困や\*DVといった困難な問題を抱える女性に対する支援が求められています。こうした中、令和6年4月に「困難女性支援法」が施行されました。

令和7年6月には、「女性活躍推進法」が改正され、期限を10年間延長し、令和18年3月31日までとするとともに、男女間賃金差異の情報公表義務の対象拡大などが示されました。

## (3) 奈良県の動き

---

奈良県では、平成14年2月に、基本法及び条例に基づく法定計画として、「なら男女共同参画プラン21」（奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン21改訂版））を策定しました。また、同年7月、県民・事業者・関係団体・市町村・地域等が、主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するために、「奈良県男女共同参画県民会議」を設置しました。

その後、計画期間の満了に伴い、平成18年3月に、「なら男女GENKIプラン」（奈良県男女共同参画計画（第2次））を、平成28年3月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「推進計画」として位置づけた「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」（第3次奈良県男女共同参画計画）を策定しました。

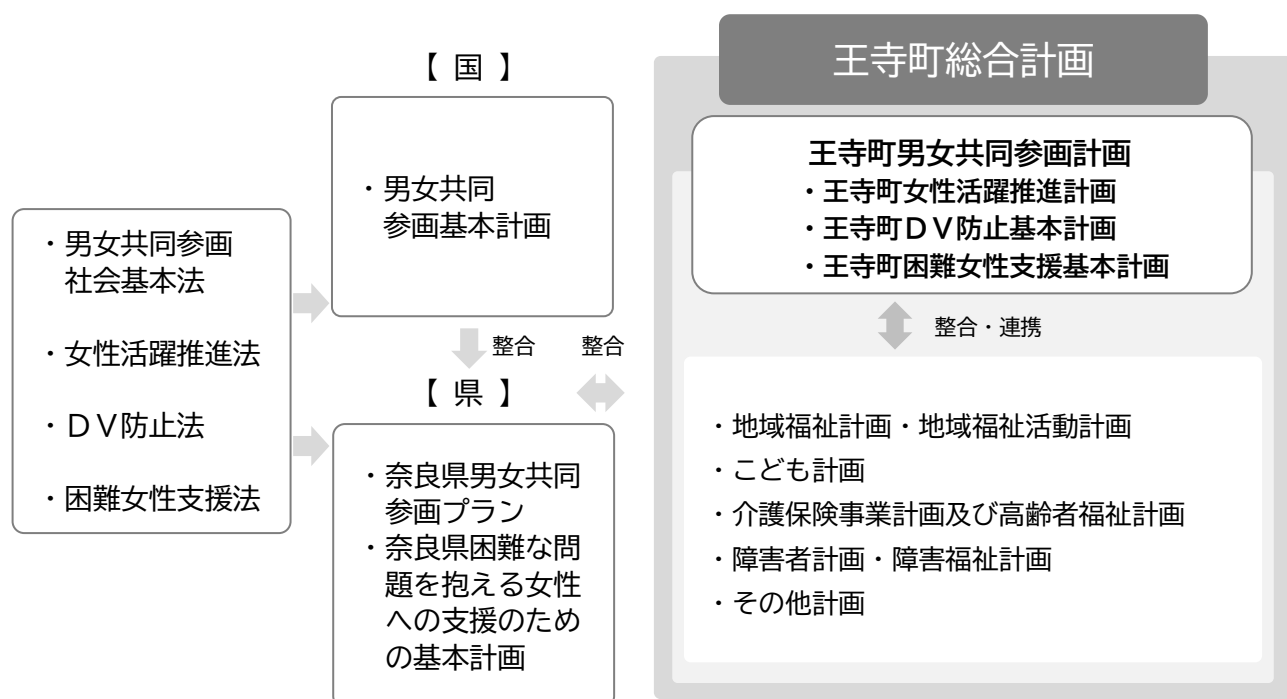
令和3年3月には、奈良県男女共同参画審議会からの答申を受け、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画」（第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画）を策定し、男女がそれぞれ力を発揮して、誰もが働きやすく暮らしやすい活力ある奈良県となることを目指した取組を推進してきました。

そして、令和8年度からの新たな計画である「第5次男女共同参画計画・第3次女性活躍推進計画」を策定し、県全域でジェンダー平等を推進し、すべての人が、性別によって選択肢を制限されることなく、希望に添った生き方・働き方を実現することができる社会を目指しています。

また、「困難女性支援法」に基づき、県・市町村及び民間団体等が相互に連携・協力を図り、この支援対象となる女性に対する支援をより一層推進するために令和6年4月に「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」を策定しました。

### 3 計画の位置づけ

本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として策定するものであるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、\*「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」、「困難女性支援法」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」として位置づけるものです。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。ただし、国、奈良県、社会情勢の変化等を踏まえて必要に応じた見直しを図ります。

## 5 計画の策定体制

本計画は、令和3年度に本町在住の満20歳以上2,000人を無作為抽出した「王寺町男女共同参画、女性の活躍推進に関する意識調査」を実施し、928人(46.4%)からの回答結果と、「王寺町男女共同参画計画等策定委員会」の意見、パブリックコメントなどを踏まえて、作成をしています。

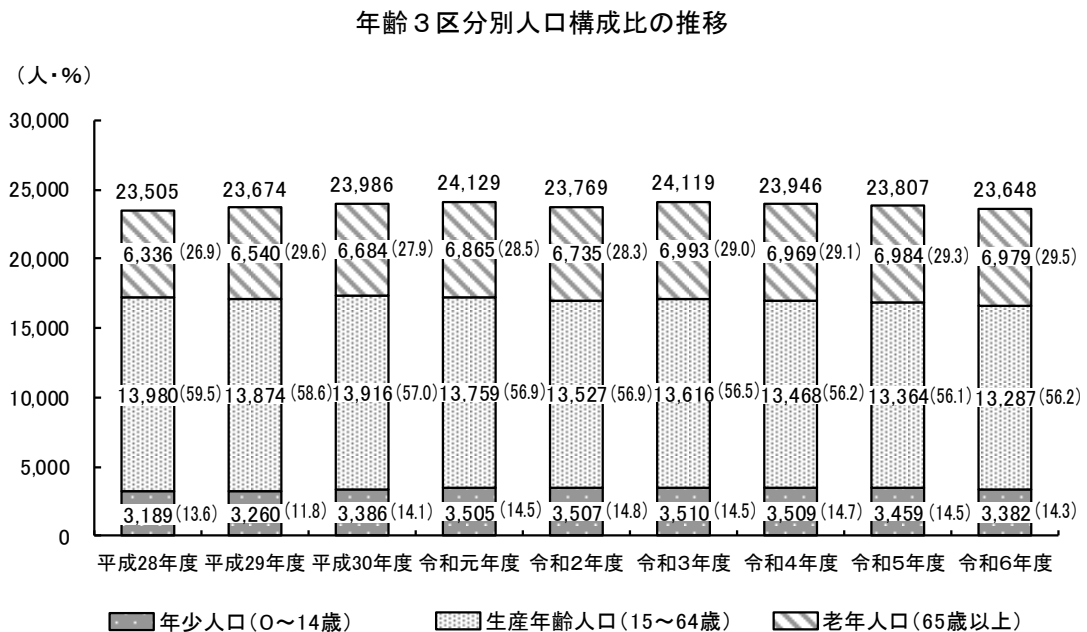
また改定にあたっては、困難な問題として想定される状況が多様であることから、個別具体的なケースを網羅的に把握するため、困難な問題を抱える女性支援の総合窓口である王寺町こども家庭センター（王寺町女性みらいサポート）をはじめ、王寺町民生委員・児童委員や心配ごと相談室など、困難な問題を抱える女性と実際に関わる窓口への聴き取り等を行い、また、王寺町男女共同参画計画等策定委員会の意見、パブリックコメントなどを踏まえて、作成をしています。

## 1 王寺町の現状

### (1) 人口に関する状況

#### ① 年齢3区分別人口構成比の推移

本町の年齢3区分別人口構成比の推移をみると、老年人口（65歳以上）の割合が増加傾向にある一方で、令和元年度以降、年少人口（0～14歳）の割合は横ばいになっています。

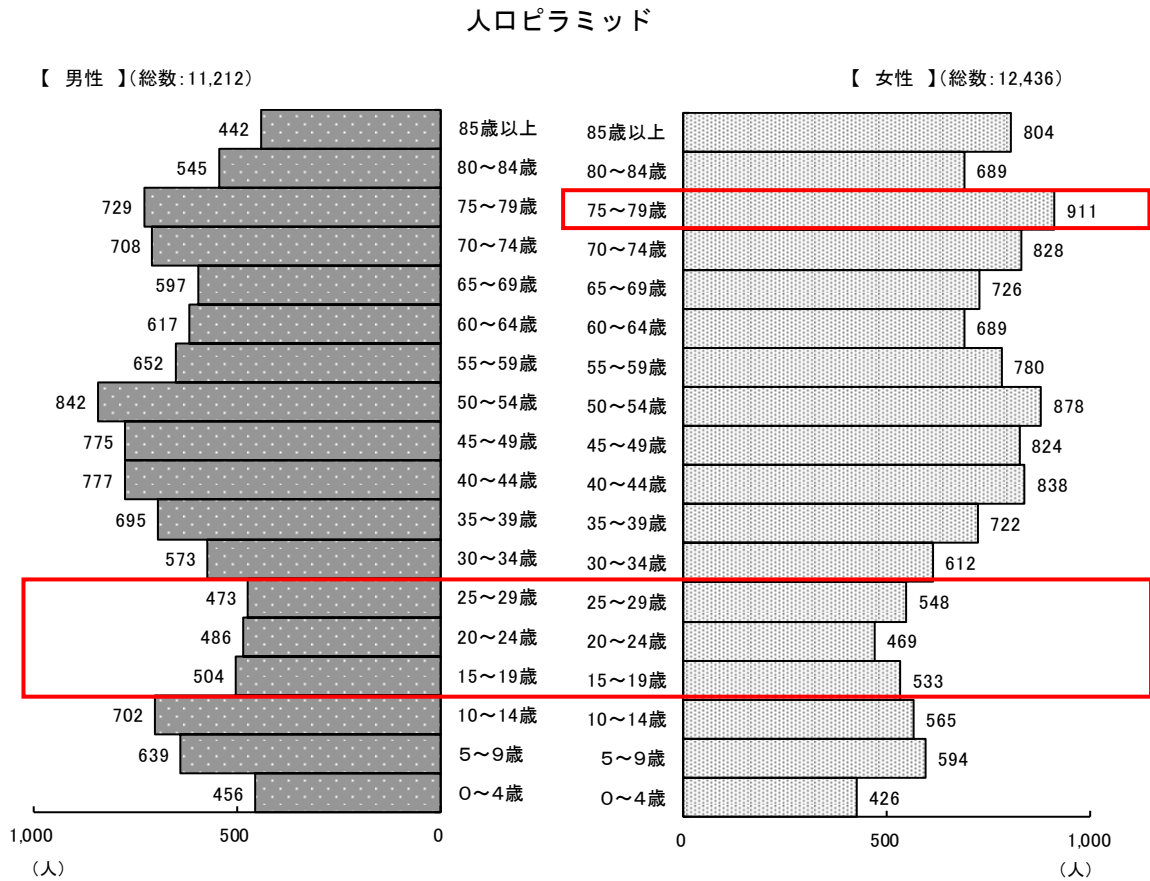


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

（文章中の★印を P55～用語解説 参照）

## ② 人口ピラミッド

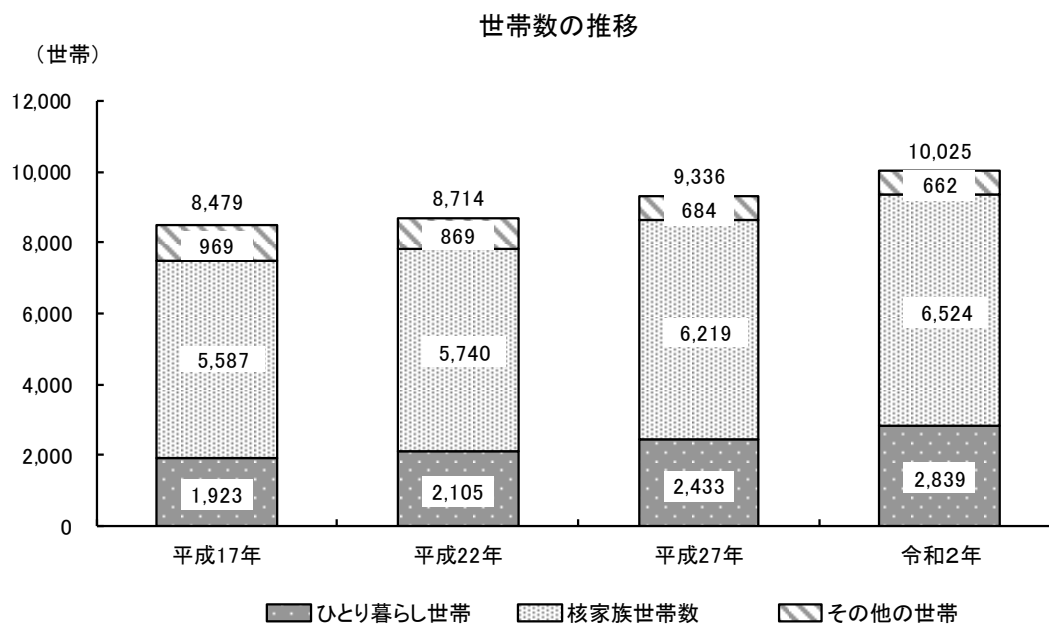
本町の令和6年度の人口ピラミッドをみると、女性では75～79歳のいわゆる「団塊の世代」と呼ばれる層が約9百人と最も多くなっており、15～19歳、20～24歳、25～29歳の働き始める年齢の人口が約5百人に半減している傾向がみられます。



## (2) 世帯に関する状況

### ① 世帯数の推移

本町の世帯数の推移をみると、平成17年から令和2年にかけて約1.2倍増加し、10,025世帯となっています。

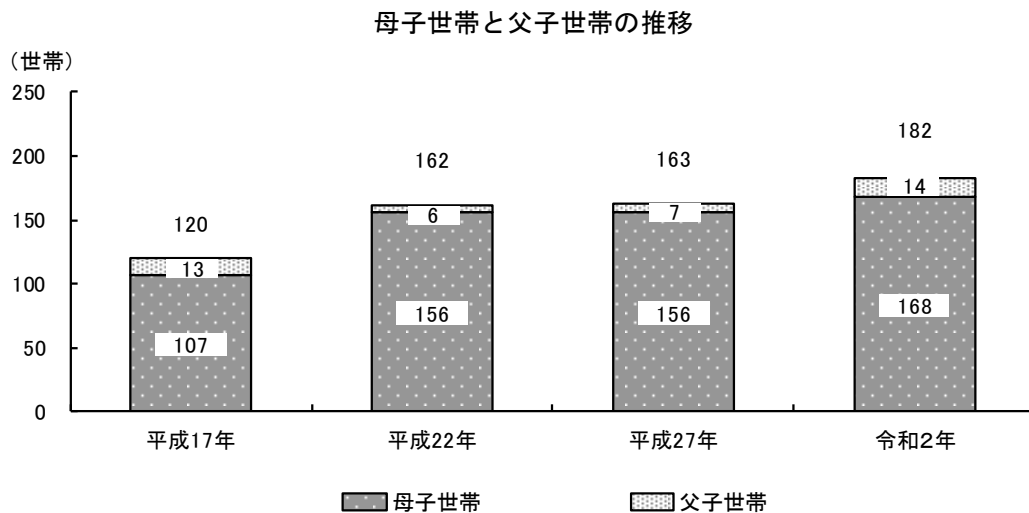


※ その他の世帯とは、ひとり暮らし世帯及び核家族世帯以外の世帯をいう。

資料：国勢調査（平成17年～令和2年）

## ② 母子世帯と父子世帯の推移

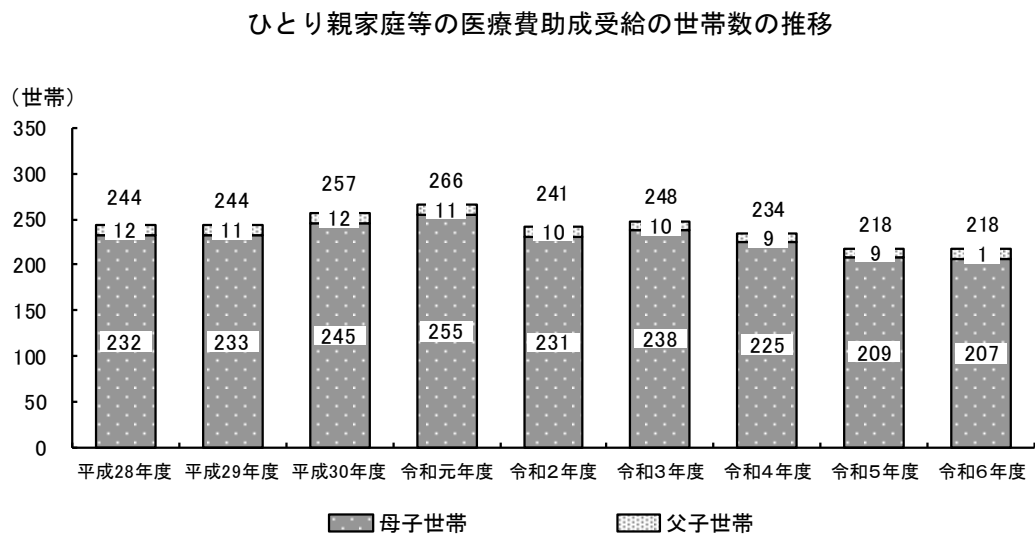
本町の母子世帯と父子世帯の推移をみると、母子世帯は平成17年から令和2年にかけて約1.6倍増加し、168世帯となり、父子世帯は平成17年の13世帯が、平成22～27年にかけて7世帯に半減したが、令和2年には14世帯に戻っています。



資料：国勢調査（平成17年～令和2年）

## ③ ひとり親家庭等の医療費助成受給の世帯数の推移

本町のひとり親家庭等の医療費助成受給の世帯数の推移をみると、令和元年度以降減少傾向にあります。

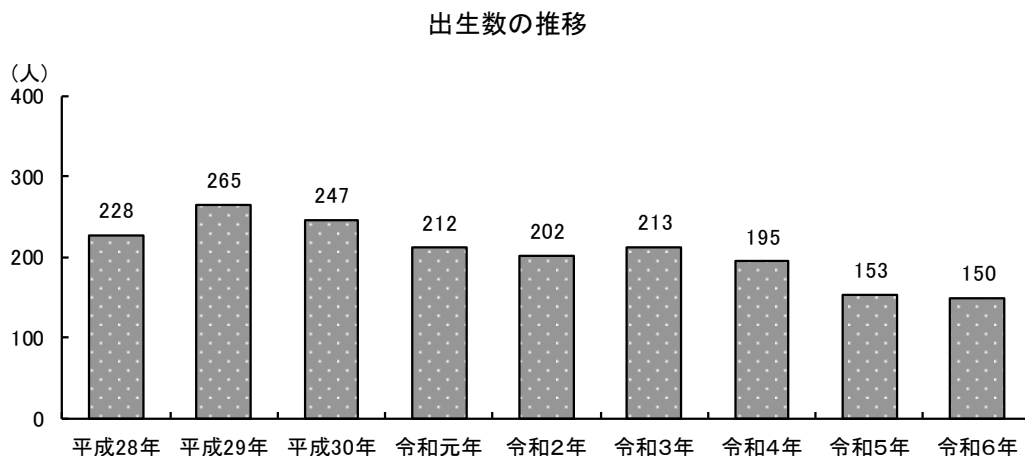


資料：王寺町（各年3月31日現在）

### (3) 婚姻・出産に関する状況

#### ① 出生数の推移

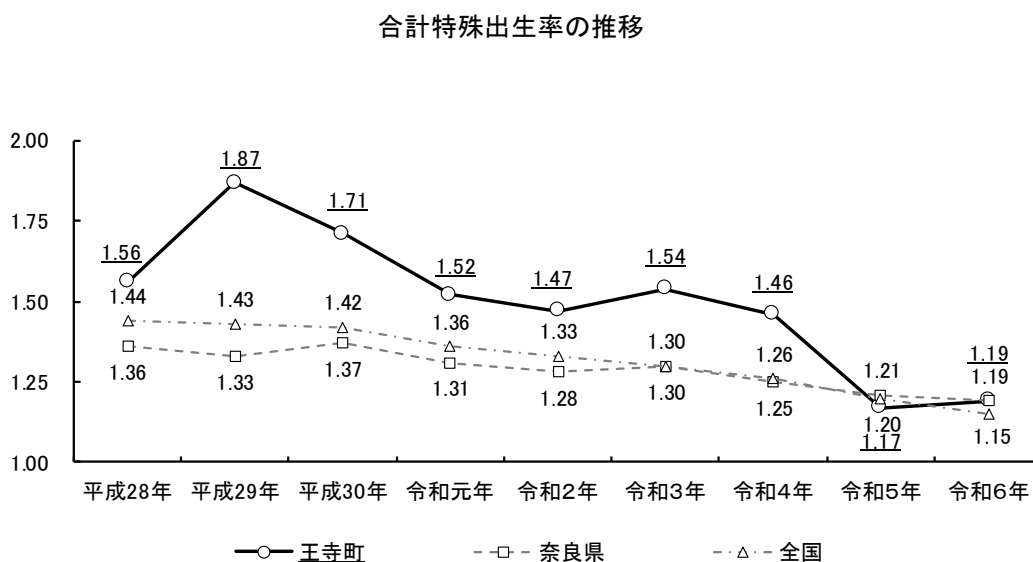
本町の出生数の推移をみると、平成29年以降減少傾向にあります。



資料：奈良県 人口動態統計（平成28年～令和6年）

#### ② \*合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率の推移をみると、平成29年以降は減少傾向にあります。全国と奈良県と比較すると、本町の合計特殊出生率は高くなっています。

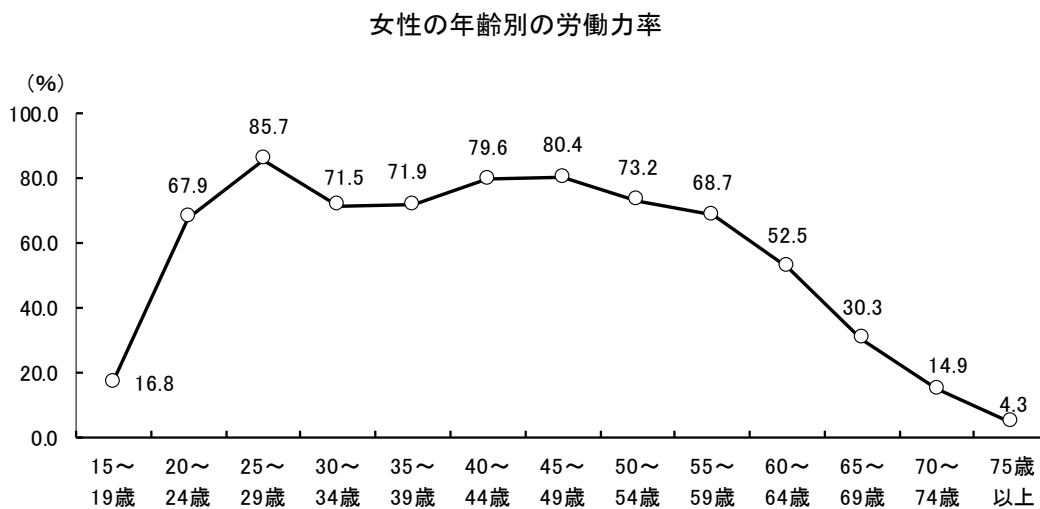


資料：厚生労働省・王寺町 人口動態統計（平成28年～令和6年）

#### (4) 就業に関する状況

##### ① 女性の年齢別の労働力率

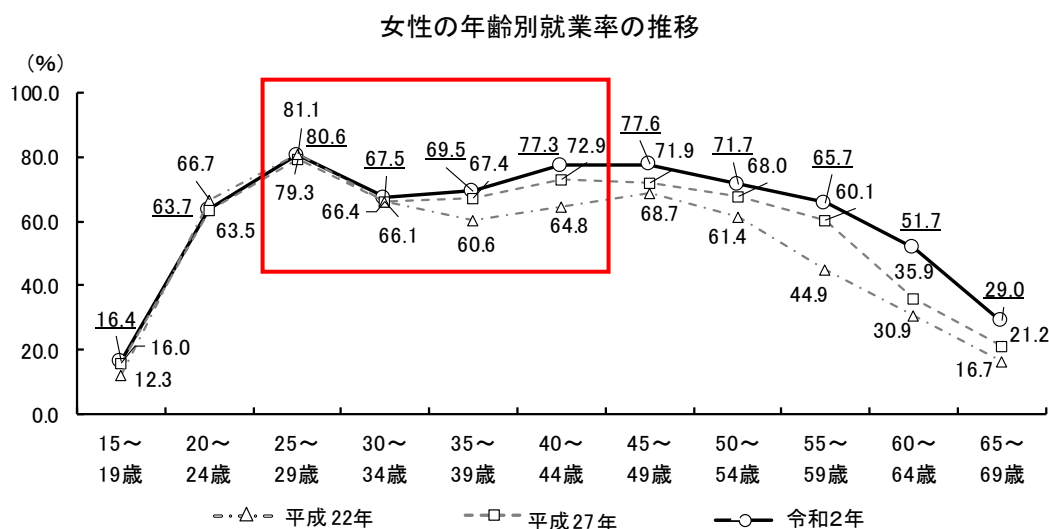
女性の年齢別の労働力率をみると、30～39歳で落ち込み、その後8割程度に回復し、45～49歳以降減少しています。



資料：国勢調査（令和2年）

##### ② 女性の年齢別就業率の推移

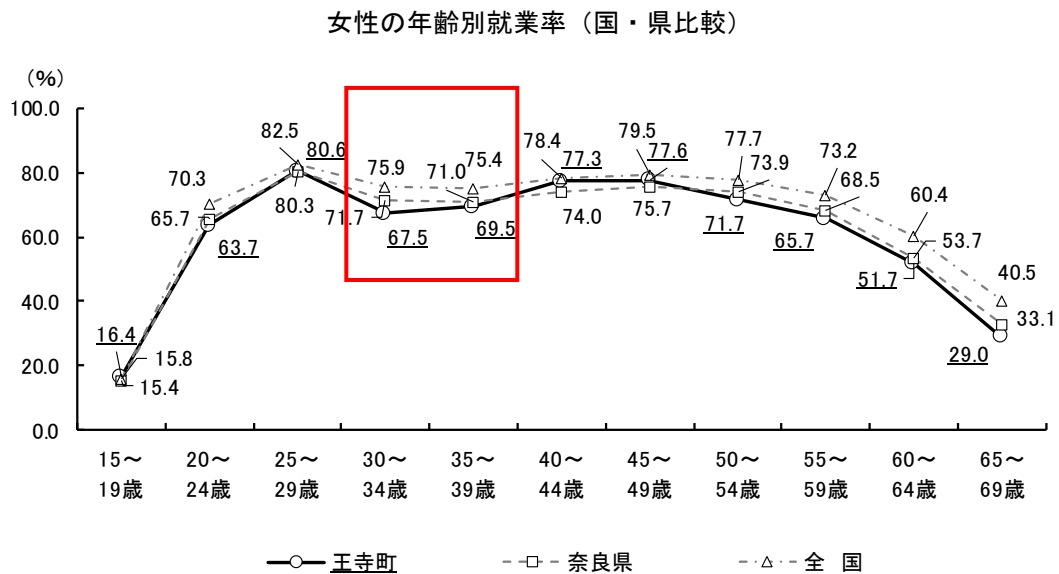
本町の女性の年齢別就業率の推移をみると、結婚・出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査（平成22年～令和2年）

### ③ 女性の年齢別就業率（国・県比較）

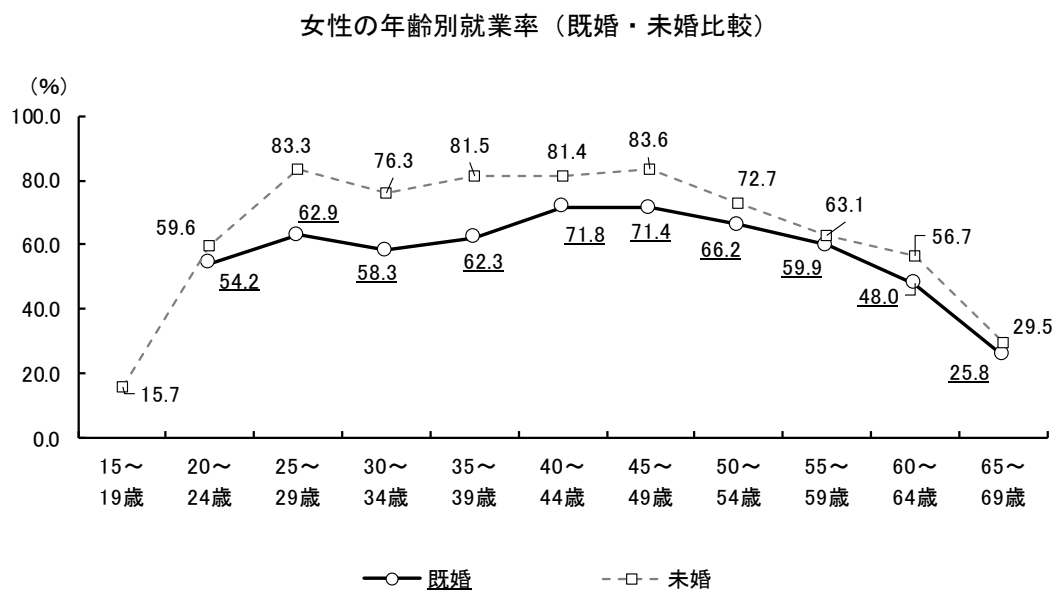
本町の女性の年齢別就業率を全国、奈良県と比較すると、30～34歳では全国より8.4ポイント、奈良県より4.2ポイント、35～39歳では全国より5.9ポイント、奈良県より1.5ポイント低くなっており、全国、奈良県より深いM字カーブを描いています。



資料：国勢調査（令和2年）

### ④ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の女性の年齢別就業率を既婚・未婚で比較すると、各年代で未婚のほうが高くなっています。



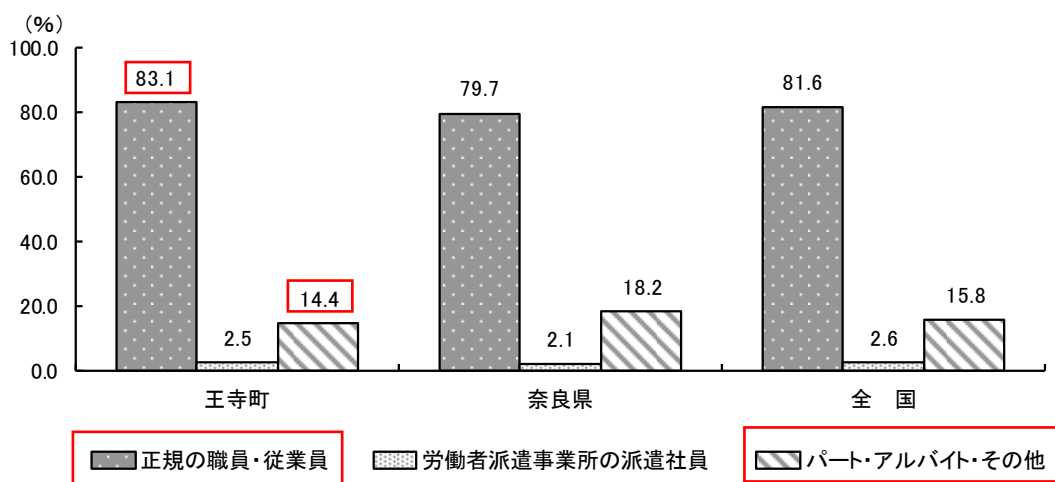
資料：国勢調査（令和2年）

### ⑤ 男女別雇用形態の割合（国・県比較）

本町の男女別雇用形態の割合をみると、男性女性ともに「正規の職員・従業員」の割合が最も高く、全国、奈良県よりも高くなっています。

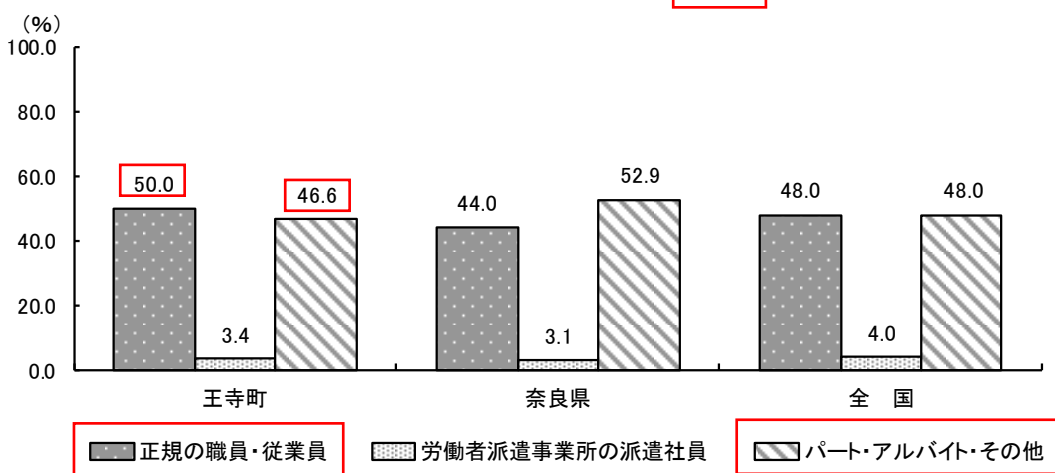
また、「正規の職員・従業員」の割合を男女で比較すると、男性の約8割に対し女性の方は約5割と低く、反対に「パート・アルバイト・その他」が、約3割高くなっています。

雇用形態の状況（国・県比較）【男性】



資料：国勢調査（令和2年）

雇用形態の状況（国・県比較）【女性】

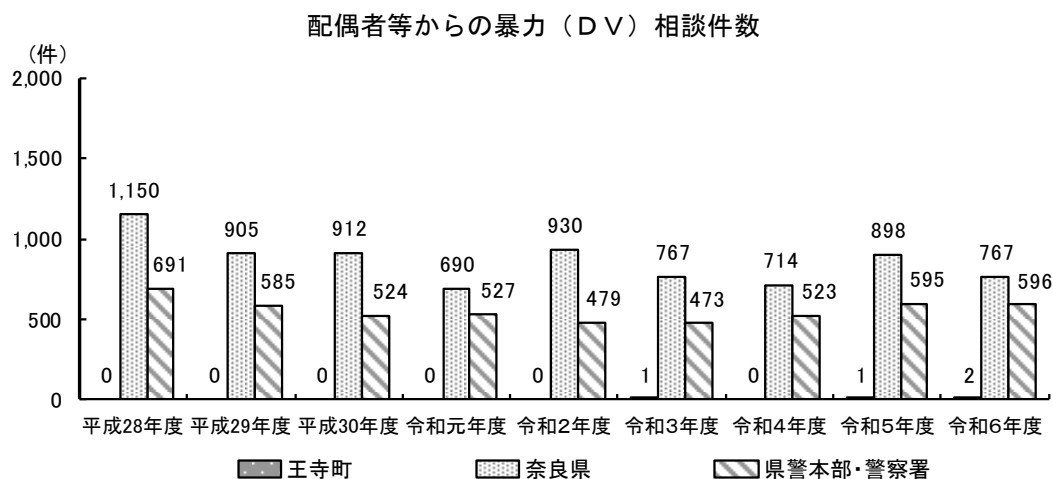


資料：国勢調査（令和2年）

## (5) 王寺町のその他の現状

### ① 配偶者等からの暴力（\*DV）相談件数

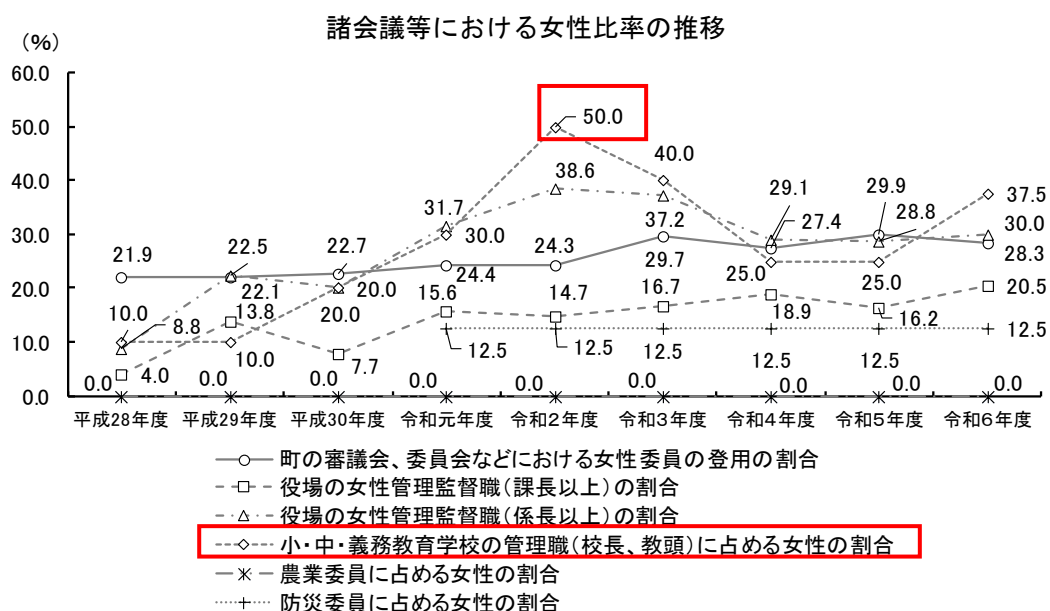
配偶者等からの暴力（DV）相談件数をみると、平成28年度から増減を繰り返しており、令和6年度では王寺町で2件、奈良県で767件、県警本部・警察署で596件となっています。



資料：奈良県・王寺町（平成28年度～令和6年度）

### ② 諸会議等における女性比率の推移

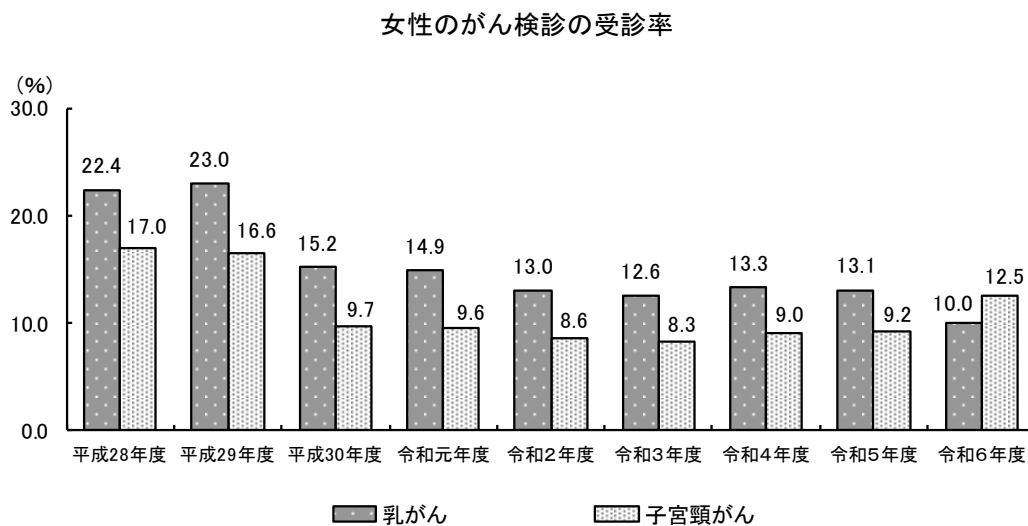
諸会議等における女性比率の推移をみると、小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合が最も高く、令和2年度で50.0%となっており、また、役場の女性管理監督職（課長以上）の割合とともに平成29年度以降上昇傾向にあります。



資料：王寺町（平成28年度～令和6年度）

### ③ 女性のがん検診の受診率

女性のがん検診の受診率をみると、乳がん、子宮頸がんともに平成30年度以降概ね横ばい傾向にあります。



資料：奈良県（平成28年度～令和6年度）

## 2 アンケート調査の主な結果

### (1) アンケート調査実施の概要

#### ①調査対象

王寺町在住の満20歳以上の人のうちから無作為抽出

#### ②調査期間

令和4年1月21日～令和4年2月7日

#### ③調査方法

郵送による配布・回収

#### ④回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000通	928通	46.4%

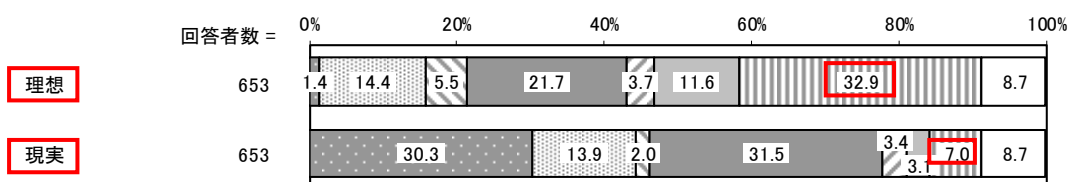
## (2) 仕事と生活のバランスについて

### ① 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域の生活」・「個人の生活」の理想と現実の優先度

理想では、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい(している)』の割合が32.9%と最も高くなっていますが、現実では7.0%と大きな差があり、現実では、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい(している)』、『「仕事」を優先したい(している)』の割合が高くなっています。

#### 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域の生活」・「個人の生活」の理想と現実の優先度

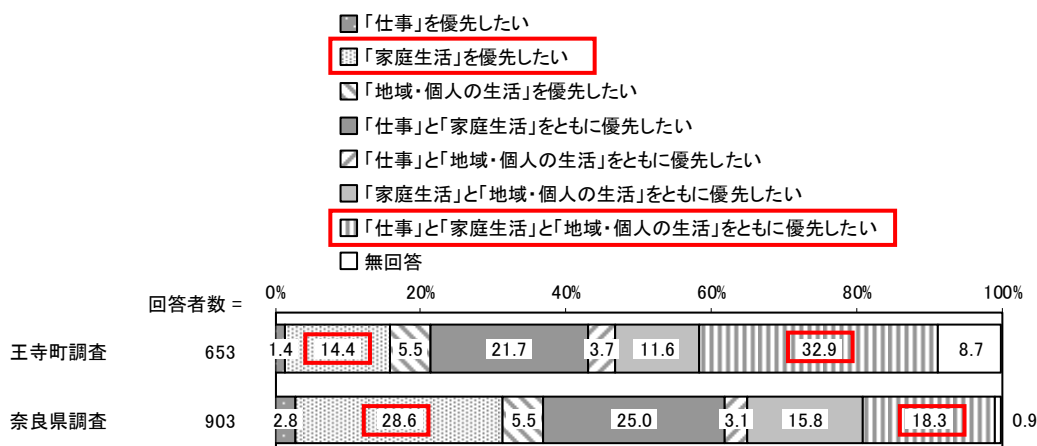
- ①「仕事」を優先したい(している)
- ②「家庭生活」を優先したい(している)
- ③「地域・個人の生活」を優先したい(している)
- ④「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい(している)
- ⑤「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい(している)
- ⑥「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい(している)
- ⑦「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい(している)
- ⑧無回答



#### 【奈良県調査（令和元年度）との比較】

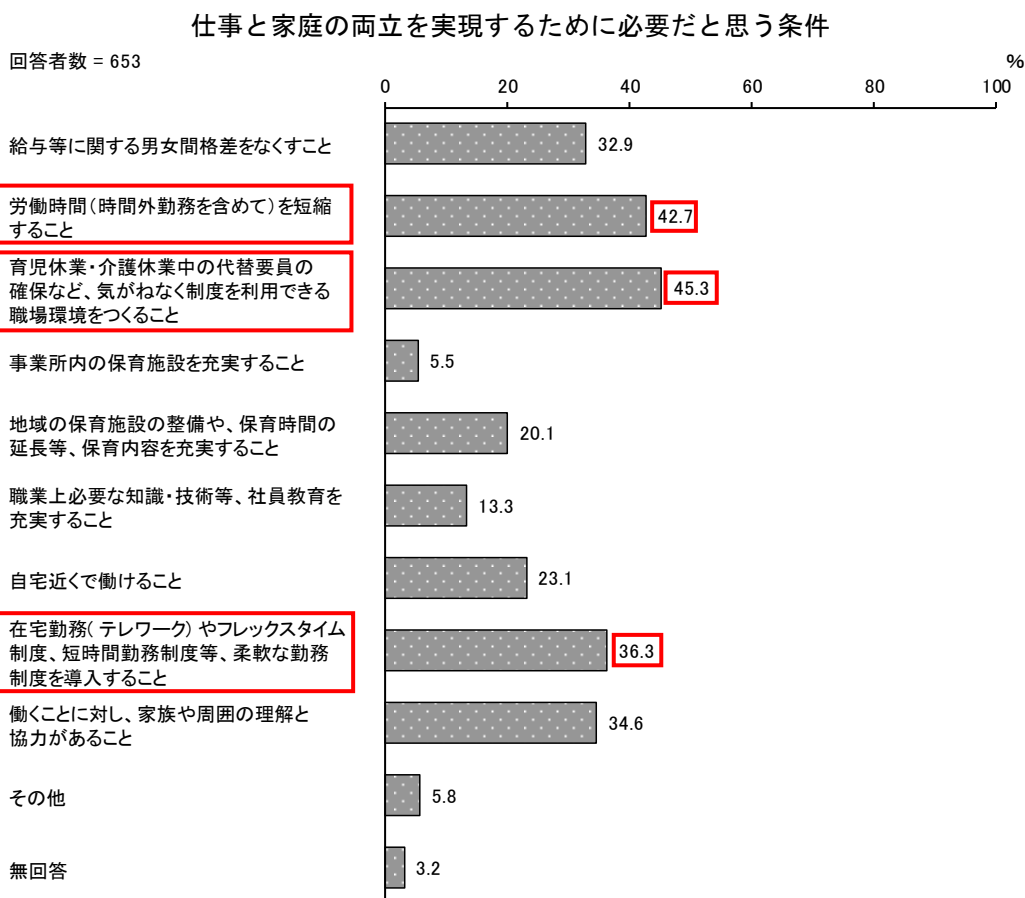
奈良県調査（令和元年度）と比較すると、『「家庭生活」を優先したい』が14.2ポイント低く、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい』が14.6ポイント高くなっています。

#### 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域の生活」・「個人の生活」の優先度（理想）



## ② 仕事と家庭の両立を実現するために必要だと思う条件

「育児休業・介護休業中の代替要員の確保など、気がねなく制度を利用できる職場環境をつくること」の割合が45.3%と最も高く、次いで「労働時間（時間外勤務を含めて）を短縮すること」の割合が42.7%、「\*在宅勤務（テレワーク）や\*フレックスタイム制度、短時間勤務制度等、柔軟な勤務制度を導入すること」の割合が36.3%となっています。

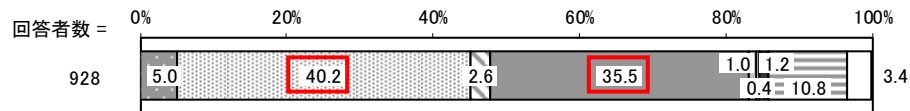


### ③ 最も望ましいと思われる女性の生き方

「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会に一旦退職し、子育て後に再び仕事を持つ」の割合が40.2%と最も高く、次いで「結婚し子どもを持つが、仕事を続ける」の割合が35.5%となっています。

#### 最も望ましいと思われる女性の生き方

- 結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない
- 結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会に一旦退職し、子育て後に再び仕事を持つ
- 結婚し子どもを持つが、仕事を持たない
- 結婚し子どもを持つが、仕事を続ける
- 結婚し子どもを持たず、仕事を持たない
- 結婚し子どもを持たず、仕事を続ける
- 結婚せず、仕事を持たない
- 結婚せず、仕事を続ける
- その他
- 無回答



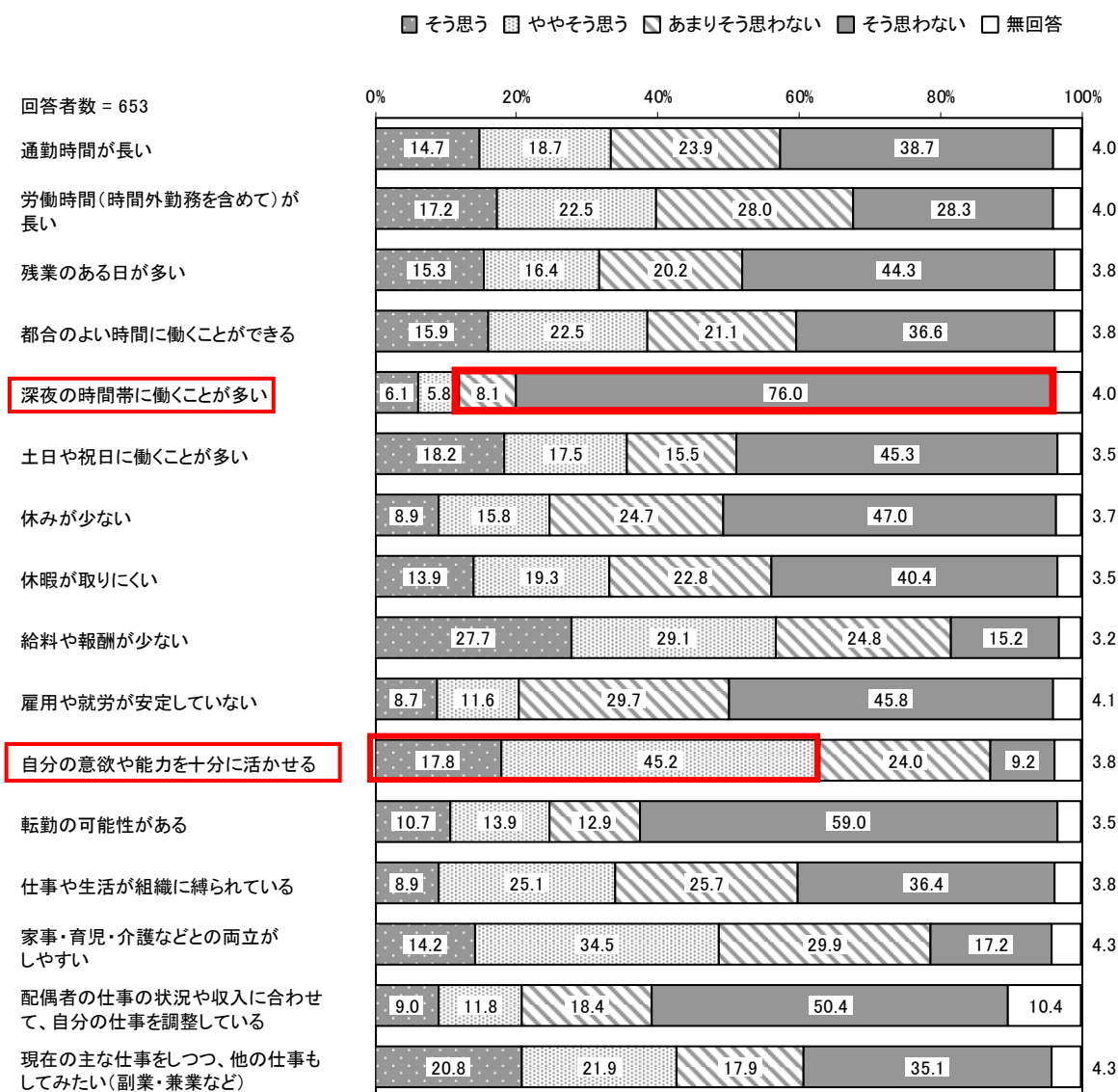
### (3) 「仕事」に関する考えについて

#### ① 自身の働き方についてあてはまるもの

『自分の意欲や能力を十分に活かせる』で「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が高く、約6割となっています。また、『給料や報酬が少ない』で“そう思う”の割合が5割半ばとなっています。

一方、『深夜の時間帯に働くことが多い』で「あまりそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が高く、8割半ばとなっています。

自身の働き方についてあてはまるもの

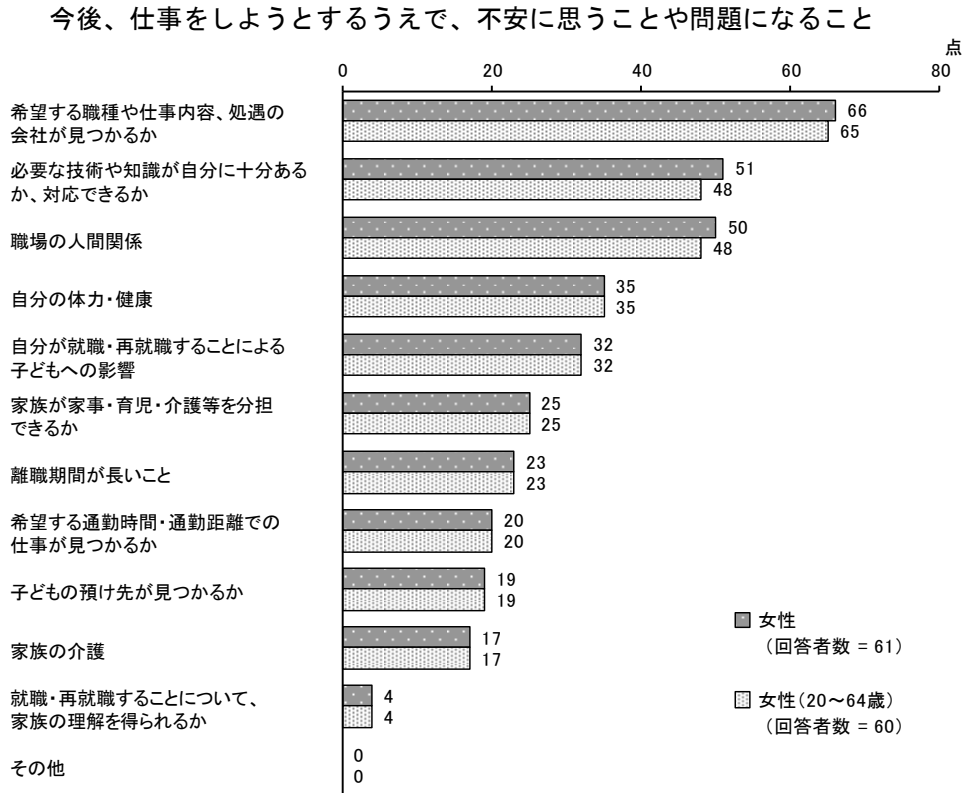


自身の働き方についてあてはまるもの（25～44歳の男女別）

		回答者数 (人)	そう 思う	やや そう 思う	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	無 回 答
通勤時間が長い	女性 25～44 歳	131	14.5	18.3	24.4	42.0	0.8
	男性 25～44 歳	104	24.0	19.2	31.7	23.1	1.9
労働時間（時間外勤務を含めて）が 長い	女性 25～44 歳	131	11.5	20.6	33.6	32.8	1.5
	男性 25～44 歳	104	35.6	21.2	35.6	6.7	1.0
残業のある日が多い	女性 25～44 歳	131	11.5	15.3	24.4	48.9	-
	男性 25～44 歳	104	33.7	26.9	19.2	18.3	1.9
都合のよい時間に働くことができる	女性 25～44 歳	131	19.8	22.1	20.6	37.4	-
	男性 25～44 歳	104	5.8	23.1	27.9	41.3	1.9
深夜の時間帯に働くことが多い	女性 25～44 歳	131	3.8	6.9	3.8	85.5	-
	男性 25～44 歳	104	11.5	9.6	17.3	59.6	1.9
土日や祝日に働くことが多い	女性 25～44 歳	131	15.3	9.2	13.0	62.6	-
	男性 25～44 歳	104	26.9	24.0	18.3	29.8	1.0
休みが少ない	女性 25～44 歳	131	6.9	10.7	26.0	56.5	-
	男性 25～44 歳	104	16.3	19.2	34.6	28.8	1.0
休暇が取りにくい	女性 25～44 歳	131	14.5	14.5	22.9	48.1	-
	男性 25～44 歳	104	23.1	23.1	32.7	20.2	1.0
給料や報酬が少ない	女性 25～44 歳	131	24.4	35.9	22.9	16.8	-
	男性 25～44 歳	104	35.6	31.7	26.9	4.8	1.0
雇用や就労が安定していない	女性 25～44 歳	131	12.2	8.4	26.0	51.9	1.5
	男性 25～44 歳	104	7.7	10.6	31.7	49.0	1.0
自分の意欲や能力を十分に活かせる	女性 25～44 歳	131	20.6	44.3	22.9	11.5	0.8
	男性 25～44 歳	104	13.5	53.8	26.0	5.8	1.0
転職の可能性がある	女性 25～44 歳	131	6.9	10.7	13.7	68.7	-
	男性 25～44 歳	104	19.2	25.0	18.3	36.5	1.0
仕事や生活が組織に縛られている	女性 25～44 歳	131	8.4	26.0	23.7	41.2	0.8
	男性 25～44 歳	104	15.4	39.4	27.9	16.3	1.0
家事・育児・介護などとの両立がし やすい	女性 25～44 歳	131	21.4	35.1	24.4	18.3	0.8
	男性 25～44 歳	104	7.7	33.7	31.7	26.0	1.0
配偶者の仕事の状況や収入に合わせ て、自分の仕事を調整している	女性 25～44 歳	131	19.1	12.2	19.8	42.0	6.9
	男性 25～44 歳	104	3.8	10.6	26.9	54.8	3.8
現在の主な仕事をしつつ、他の仕事 もしてみたい（副業・兼業など）	女性 25～44 歳	131	26.7	23.7	17.6	32.1	-
	男性 25～44 歳	104	28.8	31.7	16.3	22.1	1.0

② 今後、仕事をしようとするうえで、不安に思うことや問題になること

女性全体、20～64歳の女性ともに「希望する職種や仕事内容、処遇の会社が見つかるか」の点数が最も高く、次いで「必要な技術や知識が自分に十分あるか、対応できるか」「職場の人間関係」となっています。

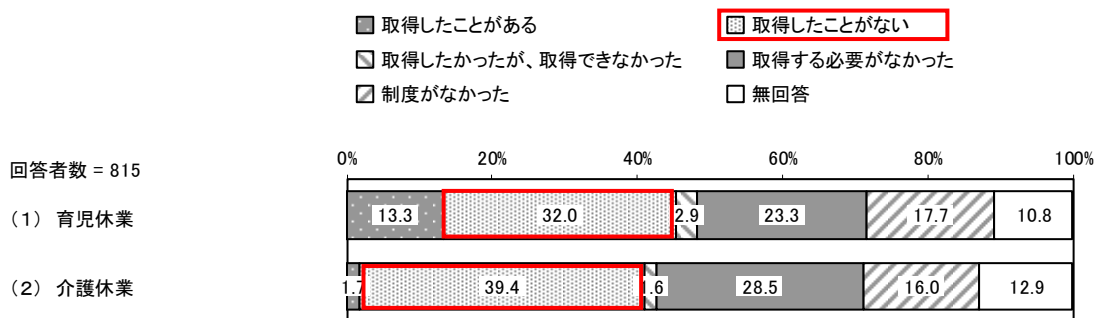


### ③ 育児休業や介護休業の取得の有無

育児休業では、「取得したことがない」の割合が32.0%と最も高く、次いで「取得する必要がなかった」の割合が23.3%、「制度がなかった」の割合が17.7%となっています。

介護休業では、「取得したことがない」の割合が39.4%と最も高く、次いで「取得する必要がなかった」の割合が28.5%、「制度がなかった」の割合が16.0%となっています。

育児休業や介護休業を取得したことがあるか

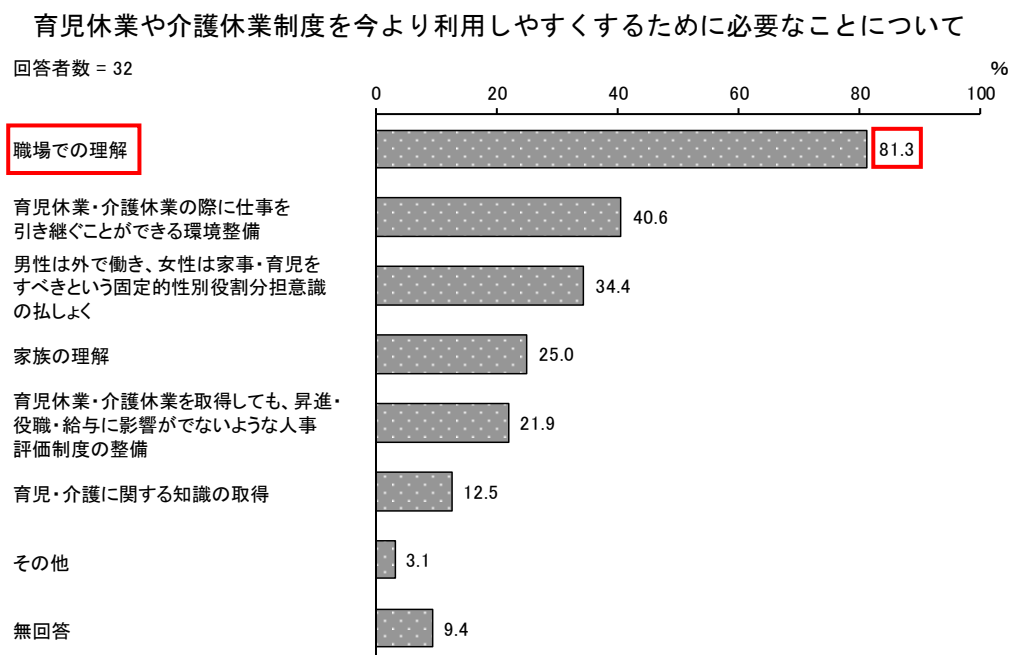


育児休業や介護休業を取得したことがあるか（25～44歳の男女別）

		回答者数 (人)	取得したことがある	取得したことがない	取得したかったが、取得できなかった	取得する必要がなかった	制度がなかった	無回答
(1) 育児休業	女性 25～44 歳	167	29.9	31.7	3.6	25.7	3.0	6.0
	男性 25～44 歳	104	6.7	48.1	6.7	27.9	6.7	3.8
(2) 介護休業	女性 25～44 歳	167	1.8	48.5	0.6	35.3	2.4	11.4
	男性 25～44 歳	104	1.9	50.0	1.9	36.5	6.7	2.9

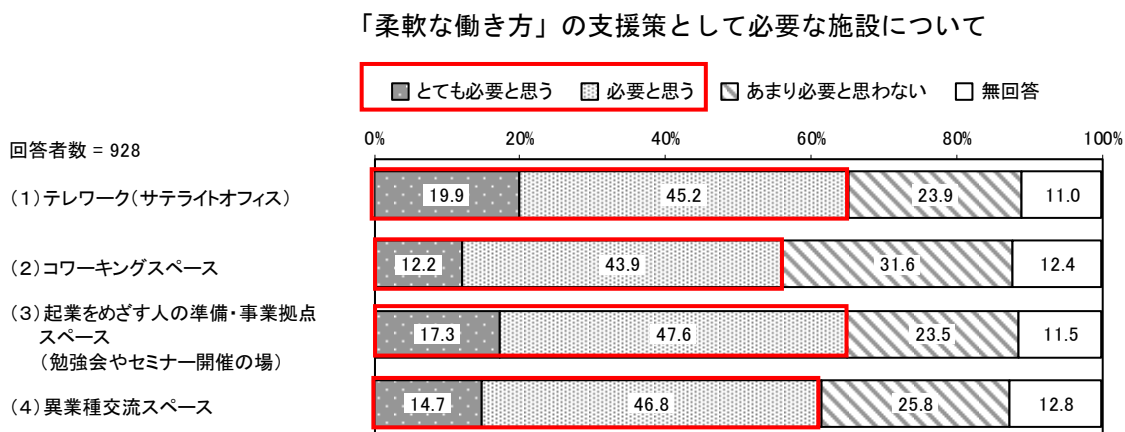
④ 育児休業や介護休業制度を今より利用しやすくするために必要なことについて

「職場での理解」の割合が81.3%と最も高く、次いで「育児休業・介護休業の際に仕事を引き継ぐことができる環境整備」の割合が40.6%、「男性は外で働き、女性は家事・育児をすべきという\*固定的性別役割分担意識の払しょく」の割合が34.4%となっています。



⑤ 「柔軟な働き方」の支援策として必要な施設について

『(1) \*テレワーク (\*サテライトオフィス)』、『(2) \*コワーキングスペース』、『(3) 起業をめざす人の準備・事業拠点スペース (勉強会やセミナー開催の場)』、『(4) 異業種交流スペース』とも「とても必要と思う」、「必要と思う」の割合が高く、約6割となっています。



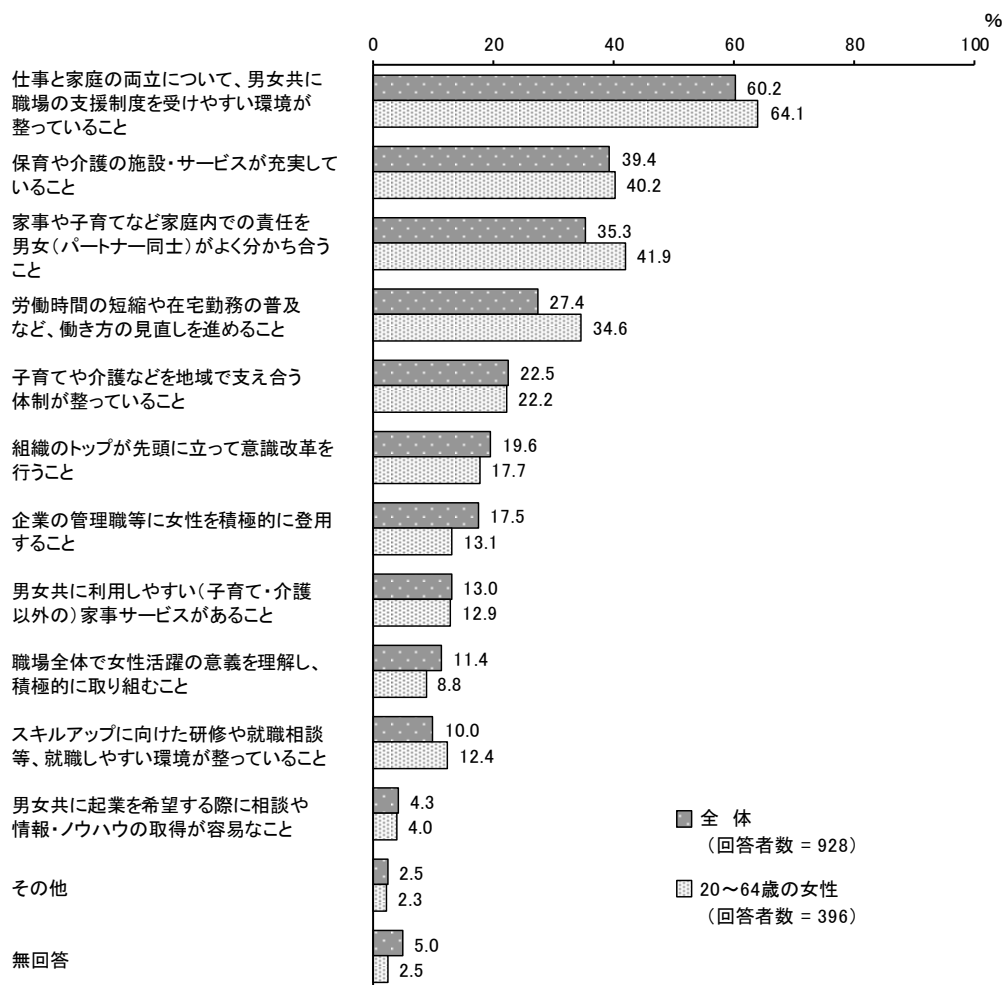
「柔軟な働き方」の支援策として必要な施設について（25～44歳の男女別）

		回答者数 (人)	とても必要と思う	必要と思う	あまり必要と思わない	無回答
(1) テレワーク（サテライトオフィス）	女性 25～44 歳	169	24.3	45.0	24.3	6.5
	男性 25～44 歳	107	26.2	44.9	25.2	3.7
(2) コワーキングスペース	女性 25～44 歳	169	16.0	38.5	38.5	7.1
	男性 25～44 歳	107	17.8	49.5	29.0	3.7
(3) 起業をめざす人の準備・事業拠点スペース（勉強会やセミナー開催の場）	女性 25～44 歳	169	16.0	50.3	27.8	5.9
	男性 25～44 歳	107	27.1	49.5	19.6	3.7
(4) 異業種交流スペース	女性 25～44 歳	169	13.6	51.5	27.2	7.7
	男性 25～44 歳	107	26.2	37.4	29.9	6.5

## ⑥ 職業分野において女性が活躍するために必要なこと

「仕事と家庭の両立について、男女共に職場の支援制度を受けやすい環境が整っていること」の割合が60.2%と最も高く、次いで「保育や介護の施設・サービスが充実していること」の割合が39.4%、「家事や子育てなど家庭内での責任を男女（パートナー同士）がよく分かち合うこと」の割合が35.3%となっています。

職業分野において女性が活躍するために必要なこと



職業分野において女性が活躍するために必要なこと（25～44歳の男女別）

	回答者数（人）	企業の管理職等に女性を積極的に登用すること	仕事と家庭の両立について、男女共に職場の支援制度を受けやすい環境が整っていること	保育や介護の施設・サービスが充実していること	子育てや介護などを地域で支え合う体制が整っていること	男女共に利用しやすい（子育て・介護以外の）家事サービスがあること	労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、働き方の見直しを進めること
女性 25～44 歳	169	13.0	61.5	39.1	24.9	13.6	39.1
男性 25～44 歳	107	17.8	63.6	33.6	21.5	19.6	22.4

		スキルアップに向けた研修や就職相談等、就職しやすい環境が整っていること	男女共に起業を希望する際に相談や情報・ノウハウの取得が容易なこと	組織のトップが先頭に立って意識改革を行うこと	職場全体で女性活躍の意義を理解し、積極的に取り組むこと	家事や子育てなど家庭内での責任を男女（パートナー同士）がよく分かち合うこと	その他	無回答
女性 25～44 歳	11.2	3.0	17.2	7.7	50.3	2.4	1.2	
男性 25～44 歳	9.3	6.5	23.4	11.2	45.8	1.9	0.9	

#### (4) 男女の地域や家庭における役割等について

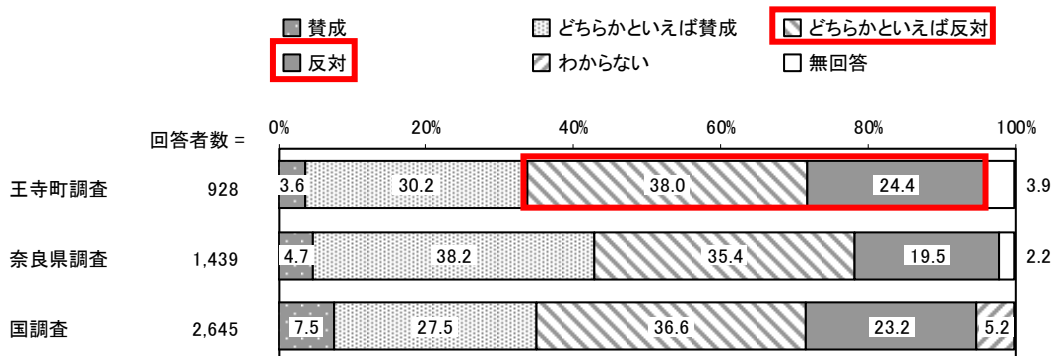
##### ① 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について

「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が33.8%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が62.4%となっています。

奈良県調査（令和元年度）と比較すると、“賛成”の割合が9.1ポイント低く、“反対”の割合が7.5ポイント高くなっています。

国調査（令和元年度）と比較すると、大きな差異はみられません。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について



「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について（年齢別）

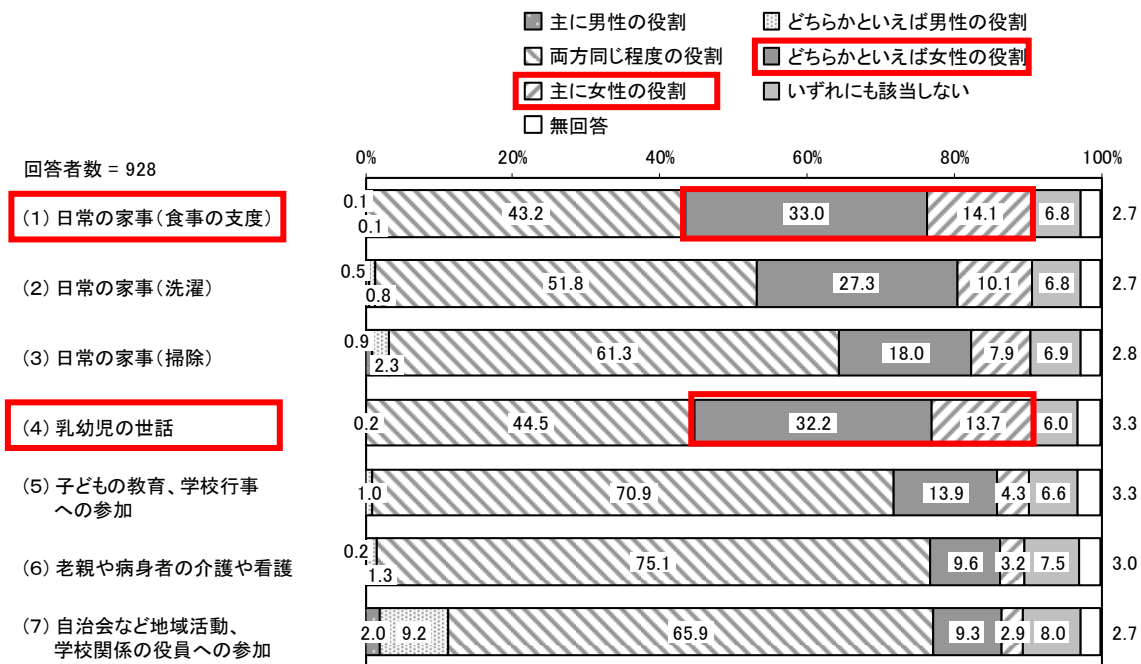
	回答者数 (人)	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	無回答
20～24 歳	50	4.0	28.0	48.0	20.0	-
25～44 歳	278	2.2	22.3	40.3	33.5	1.8
45～64 歳	356	3.7	32.6	37.6	23.6	2.5
65 歳以上	242	5.0	36.0	33.9	16.1	9.1

## ② 家庭内での、性別による役割分担についての考え方

『(5)子どもの教育、学校行事への参加』、『(6)老親や病身者の介護や看護』で「両方同じ程度の役割」の割合が高く、7割を超えています。

また、『(1)日常の家事（食事の支度）』、『(4)乳幼児の世話』で「どちらかといえば女性の役割」と「主に女性の役割」をあわせた“女性の役割”の割合が高く、4割を超えています。

家庭内での、性別による役割分担についての考え方



家庭内での、性別による役割分担についての考え方（年齢別）

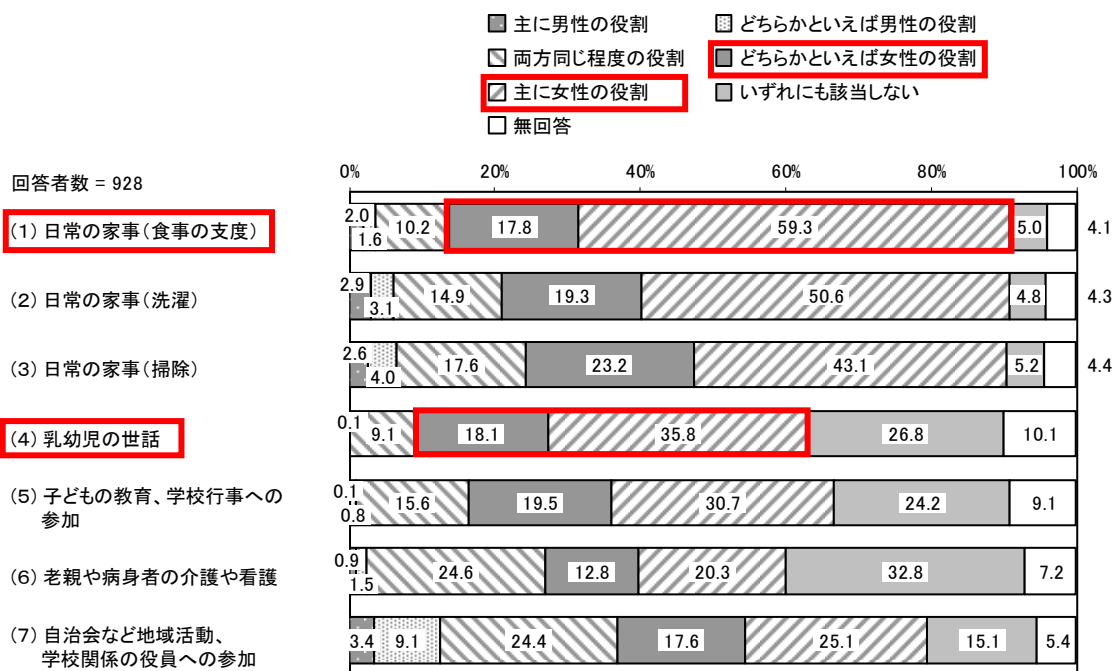
		回答者数 (人)	主に男性の 役割	どちらかとい えば男性の役 割	両方同じ程 度の役割	どちらかとい えば女性の役 割	主に女性の 役割	いずれにも該 当しない	無回答
(1) 日常の家事 (食事の支度)	20～24 歳	50	-	-	72.0	16.0	8.0	4.0	-
	25～44 歳	278	-	0.4	52.2	29.5	10.4	6.8	0.7
	45～64 歳	356	-	-	38.8	34.8	15.7	9.0	1.7
	65 歳以上	242	0.4	-	33.5	37.6	17.4	4.1	7
(2) 日常の家事 (洗濯)	20～24 歳	50	-	-	74.0	16.0	6.0	4.0	-
	25～44 歳	278	0.4	1.4	64.0	19.8	6.1	7.6	0.7
	45～64 歳	356	0.3	0.8	47.2	30.9	10.7	8.4	1.7
	65 歳以上	242	1.2	-	39.7	33.1	14.9	4.1	7.0
(3) 日常の家事 (掃除)	20～24 歳	50	-	-	76.0	16.0	4.0	4.0	-
	25～44 歳	278	0.7	2.9	72.3	10.4	5.4	7.6	0.7
	45～64 歳	356	0.3	1.4	57.6	22.5	8.1	8.4	1.7
	65 歳以上	242	2.1	3.3	50.8	20.7	11.2	4.5	7.4
(4) 乳幼児の世話	20～24 歳	50	-	-	54.0	42.0	4.0	-	-
	25～44 歳	278	-	0.7	49.6	31.7	10.8	6.5	0.7
	45～64 歳	356	-	-	44.1	31.5	15.2	7.0	2.2
	65 歳以上	242	-	-	36.8	32.2	16.9	5.4	8.7
(5) 子どもの教育、学校 行事への参加	20～24 歳	50	-	2.0	84.0	12.0	2.0	-	-
	25～44 歳	278	-	0.7	73.7	13.3	5	6.5	0.7
	45～64 歳	356	-	0.6	71.6	12.9	4.2	8.1	2.5
	65 歳以上	242	-	1.7	64	16.1	4.1	5.8	8.3
(6) 老親や病身者の介護 や看護	20～24 歳	50	-	-	92.0	2.0	-	6.0	-
	25～44 歳	278	0.4	0.7	80.2	8.3	2.5	7.2	0.7
	45～64 歳	356	-	1.7	71.9	11	3.7	9.6	2.2
	65 歳以上	242	0.4	1.2	70.7	10.7	4.1	5.4	7.4
(7) 自治会など地域活 動、学校関係の役員へ の参加	20～24 歳	50	-	6.0	80.0	8.0	4.0	2.0	-
	25～44 歳	278	1.8	7.2	66.5	11.9	3.2	8.6	0.7
	45～64 歳	356	1.1	8.1	65.7	11	2.8	9.3	2.0
	65 歳以上	242	4.1	13.2	62.8	4.1	2.5	6.6	6.6

### ③ 家庭内での、性別による役割分担（現状）

『(5)子どもの教育、学校行事への参加』、『(6)老親や病身者の介護や看護』で「両方同じ程度の役割」の割合が高く、7割を超えています。

また、『(1)日常の家事（食事の支度）』、『(4)乳幼児の世話』で「どちらかといえば女性の役割」と「主に女性の役割」をあわせた“女性の役割”の割合が高く、6割を超えています。

家庭内での、性別による役割分担（現状）



家庭内での、性別による役割分担（現状）（年齢別）

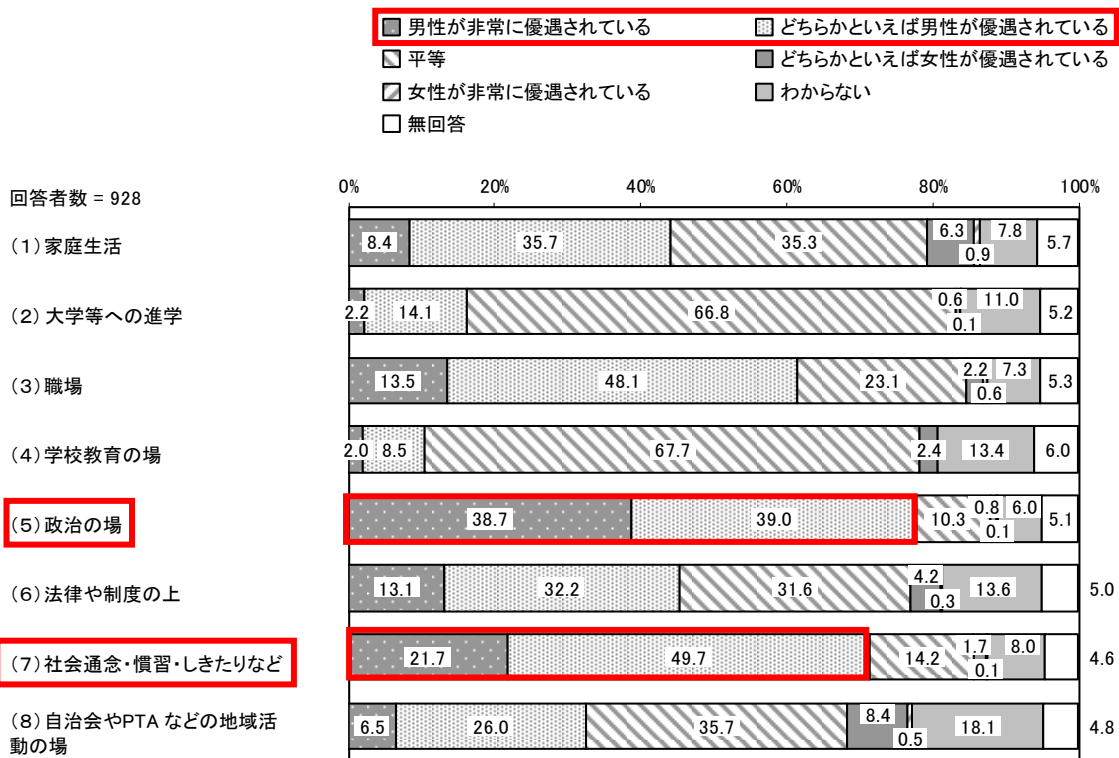
		回答者数 (人)	主に男性の 役割	割 どちらかとい えば男性の役 割	両方同じ程 度の役割	割 どちらかとい えば女性の役 割	主に女性の 役割	い ずれにも該 当しない	無 回 答
(1) 日常の家事 (食事の支度)	20～24 歳	50	-	2.0	10.0	22.0	<b>62.0</b>	4.0	-
	25～44 歳	278	0.7	2.2	12.6	15.5	<b>58.6</b>	9.0	1.4
	45～64 歳	356	2.2	1.4	9.8	15.4	<b>63.8</b>	3.9	3.4
	65 歳以上	242	3.7	1.2	8.3	23.1	<b>52.9</b>	2.1	8.7
(2) 日常の家事 (洗濯)	20～24 歳	50	2.0	-	12.0	18.0	<b>64.0</b>	4.0	-
	25～44 歳	278	1.8	5.8	20.5	19.1	<b>42.8</b>	8.6	1.4
	45～64 歳	356	3.9	2.5	12.6	17.4	<b>55.9</b>	4.2	3.4
	65 歳以上	242	2.9	1.7	12.4	22.7	<b>49.2</b>	1.7	9.5
(3) 日常の家事 (掃除)	20～24 歳	50	-	-	16.0	18.0	<b>60.0</b>	6.0	-
	25～44 歳	278	1.8	3.6	20.1	27.0	<b>37.1</b>	9.0	1.4
	45～64 歳	356	2.2	5.3	15.2	20.2	<b>49.4</b>	4.2	3.4
	65 歳以上	242	4.5	3.3	18.6	24.4	<b>37.2</b>	2.1	9.9
(4) 乳幼児の世話	20～24 歳	50	-	-	14.0	18.0	<b>40.0</b>	26.0	2.0
	25～44 歳	278	-	0.4	11.9	24.5	<b>33.8</b>	25.2	4.3
	45～64 歳	356	-	-	8.1	16.9	<b>38.2</b>	28.4	8.4
	65 歳以上	242	-	-	6.2	12.8	<b>33.5</b>	26.9	20.7
(5) 子どもの教育、学校 行事への参加	20～24 歳	50	-	2.0	20.0	28.0	<b>40.0</b>	8.0	2.0
	25～44 歳	278	-	1.4	18.0	19.4	<b>31.3</b>	25.5	4.3
	45～64 歳	356	-	0.3	14.3	21.3	<b>31.7</b>	25.0	7.3
	65 歳以上	242	0.4	0.4	14.0	15.3	<b>26.4</b>	25.2	18.2
(6) 老親や病身者の介護 や看護	20～24 歳	50	2.0	-	24.0	22.0	<b>26.0</b>	24.0	2.0
	25～44 歳	278	-	1.4	22.7	9.0	14.0	<b>48.6</b>	4.3
	45～64 歳	356	1.4	1.7	24.7	14.3	24.4	<b>28.7</b>	4.8
	65 歳以上	242	0.8	1.7	26.9	13.2	19.8	<b>22.7</b>	14.9
(7) 自治会など地域活 動、学校関係の役員へ の参加	20～24 歳	50	4.0	10.0	18.0	20.0	<b>36.0</b>	10.0	2.0
	25～44 歳	278	1.1	6.1	19.8	15.8	25.2	<b>28.8</b>	3.2
	45～64 歳	356	3.1	7.9	23.0	22.8	<b>27.0</b>	12.1	4.2
	65 歳以上	242	6.6	14.0	<b>33.1</b>	11.6	19.8	5.0	9.9

④ 男女の地位は平等になっていると思うか（分野別）

『(5) 政治の場』、『(7) 社会通念・慣習・しきたりなど』で「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」をあわせた“男性が優遇されている”の割合が高く、7割を超えています。

一方、『(2) 大学等への進学』、『(4) 学校教育の場』で「平等」の割合が高く、6割半ばとなっています。

男女の地位は平等になっていると思うか（分野別）



男女の地位は平等になっていると思うか（分野別）（年齢別）

		回答者数 (人)	男性が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が非常に優遇されている	わからない	無回答
(1) 家庭生活	20～24 歳	50	4.0	40.0	38.0	2.0	-	8.0	8.0
	25～44 歳	278	9.7	33.1	36.3	8.6	0.7	9.0	2.5
	45～64 歳	356	9.8	37.1	37.4	5.6	0.6	7.9	1.7
	65 歳以上	242	5.8	35.5	31.0	5.4	1.7	6.2	14.5
(2) 大学等への進学	20～24 歳	50	4.0	14.0	66.0	4.0	-	8.0	4.0
	25～44 歳	278	3.6	12.9	69.4	0.4	-	12.6	1.1
	45～64 歳	356	1.4	16.0	68.3	0.6	0.3	12.1	1.4
	65 歳以上	242	1.2	12.8	62.0	0.4	-	8.3	15.3
(3) 職場	20～24 歳	50	8.0	56.0	18.0	2.0	-	12.0	4.0
	25～44 歳	278	13.3	44.2	29.1	4.0	1.4	6.5	1.4
	45～64 歳	356	14.6	49.7	24.4	2.2	0.6	6.7	1.7
	65 歳以上	242	13.2	48.3	14.9	-	-	8.3	15.3
(4) 学校教育の場	20～24 歳	50	-	10.0	76.0	4.0	-	6.0	4.0
	25～44 歳	278	2.5	6.1	71.9	3.6	-	14.4	1.4
	45～64 歳	356	2.0	8.7	72.8	1.7	-	12.9	2.0
	65 歳以上	242	2.1	10.3	53.7	1.7	-	14.5	17.8
(5) 政治の場	20～24 歳	50	52.0	30.0	6.0	2.0	-	6.0	4.0
	25～44 歳	278	39.9	39.9	10.4	1.1	-	7.6	1.1
	45～64 歳	356	39.9	41.3	12.1	0.6	-	4.8	1.4
	65 歳以上	242	32.2	36.8	8.7	0.4	0.4	6.2	15.3
(6) 法律や制度の上	20～24 歳	50	6.0	38.0	20.0	8.0	2.0	22.0	4.0
	25～44 歳	278	13.3	27.7	33.1	4.3	0.7	19.4	1.4
	45～64 歳	356	14.9	31.7	36.5	5.3	-	9.6	2.0
	65 歳以上	242	12.0	36.4	25.2	1.7	-	11.2	13.6
(7) 社会通念・慣習・しきたりなど	20～24 歳	50	14.0	58.0	16.0	4.0	-	4.0	4.0
	25～44 歳	278	25.2	43.5	14.7	3.2	-	12.2	1.1
	45～64 歳	356	22.8	54.5	14.3	0.8	0.3	6.2	1.1
	65 歳以上	242	17.8	47.5	13.2	0.8	-	6.6	14.0
(8) 自治会やPTA などの地域活動の場	20～24 歳	50	4.0	18.0	32.0	20.0	-	22.0	4.0
	25～44 歳	278	6.5	21.2	32.4	11.2	0.7	26.3	1.8
	45～64 歳	356	7.3	30.1	38.2	7.0	0.3	15.7	1.4
	65 歳以上	242	5.8	26.9	36.8	4.5	0.8	11.6	13.6

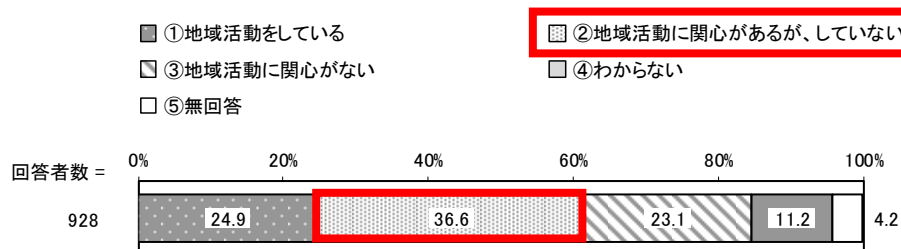
## (5) 地域活動について

### ① ボランティア等を通じた地域活動への参加状況について

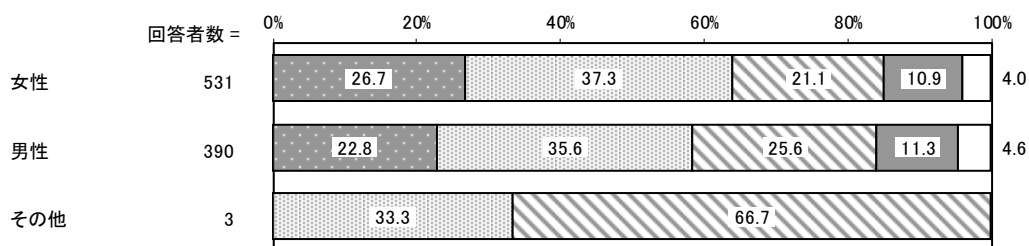
「地域活動に関心があるが、していない」の割合が36.6%と最も高く、次いで「地域活動をしている」の割合が24.9%、「地域活動に関心がない」の割合が23.1%となっています。

また、性別でみると、男性に比べ女性で、「地域活動に参加している」の割合が低くなっています。

ボランティア等を通じた地域活動への参加状況について



ボランティア等を通じた地域活動への参加状況について (性別)

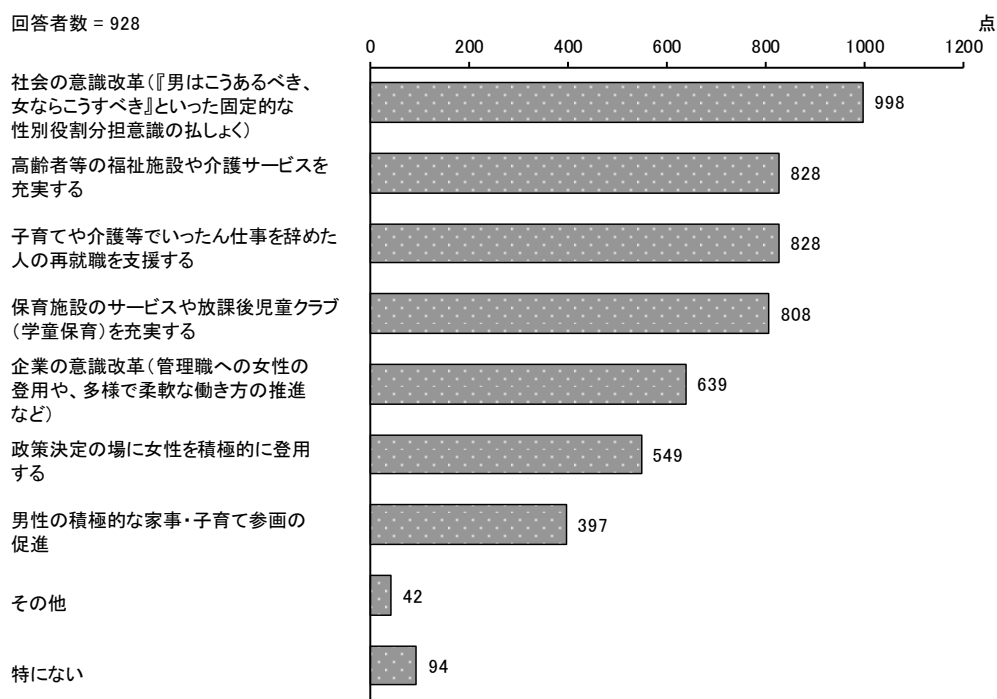


## (6) 今後必要な施策等について

### ① 男女がともに活躍できる王寺町にするために、今後、行政が力を入れていくべきことについて

「社会の意識改革（『男はこうあるべき、女ならこうすべき』といった\*固定的性別役割分担意識の払しょく）」の点数が最も高く、次いで「高齢者等の福祉施設や介護サービスを充実する」「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」となっています。

男女がともに活躍できる王寺町にするために、今後、行政が力を入れていくべきことについて



### 3 困難な問題を抱える女性の状況を把握するための調査

#### (1) 調査の概要

##### ①目的

本調査は、様々な困難な問題を抱える市民の状況や支援ニーズを把握し、今後の支援体制の整備に活かすことを目的に実施しました。

##### ②対象者

町民生委員や心配ごと相談室、こども家庭センターなど、困難な問題を抱える女性と実際に携わる窓口への聴き取り等を行い、51名中45名から回答をいただきました。

#### (2) 調査の主な結果

##### ① 相談受付の手段について（複数回答）

- ・面談相談：16件
- ・電話相談：8件
- ・無回答：25件

##### ② 相談の内容について（複数回答）

- ・家族、親族関係：5件
- ・仕事・生活（暮らし）：4件
- ・健康：3件
- ・人間関係：3件
- ・暴力・\*DV：3件
- ・離婚：2件
- ・子育て：2件
- ・無回答：33件

##### ③ 困難な問題を抱える女性に関する法律が施行された背景を知っているか

- ・はい（知っている）：7件
- ・いいえ（知らない）：30件
- ・無回答：8件

##### ④ 王寺町役場における困難な問題を抱える女性の支援の担当課を知っているか

- ・知っている：12件
- ・知らない：25件
- ・無回答：8件

注）複数回答の設問については、回答者数が全体数と異なる場合があります。

⑤ 困難な問題を抱える女性の支援に関して行政で取り組んでほしいこと  
(自由記載)

○ 相談・支援体制について

- じっくりと話を聞いてもらえる場の提供
- SOSを発している女性(子ども)に対して(女性の相談員が)しっかりと相談を受けてほしい
- 相談することが気軽にできるような部署にしてほしい
- 専門の相談員の人数を増やす
- きめの細かいケア

○ 情報収集・教育について

- 情報収集の方法を含めた民児委員等に対する指導・教育

○ 広報・周知活動について

- この法律をもっと広く知ってもらえるよう広報紙などで取り上げてもらいたい
- 町民への積極的な広報活動

## 4 王寺町の男女共同参画を取り巻く課題

### (1) 男女共同参画についての理解・意識の醸成について

#### ○ 固定観念、無意識の思い込み（\*アンコンシャス・バイアス）

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が62.4%となっています。

#### ○ 日常的な家事・仕事などの役割分担

希望に比べて現状で「どちらかといえば女性の役割」と「主に女性の役割」をあわせた“女性の役割”の割合が高くなっています。

#### ○ 男女の地位の平等感

『社会通念・慣習・しきたりなど』の分野での男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」をあわせた“男性が優遇されている”の割合が71.4%と高くなっています。

→①今後、それぞれの性別やライフステージに応じて、町民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取組を行うことが必要です。

### (2) 男女共同参画の推進による豊かな社会づくりについて

#### ○ 「日常の家事」及び「乳幼児の世話」の役割分担

“女性の役割”の割合が高くなっています。

#### ○ 「子どもの教育、学校行事への参加」、「老親や病身者の介護や看護」の役割分担

“男性の役割”に比べ、“女性の役割”の割合が高くなっています。

#### ○ 自分自身の働き方

「自分の意欲や能力を十分に活かせる」で「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が高く、約6割となっています。女性の「そう思わない」の割合は11.1%となっており、男性の6.8%よりも高くなっています。

→①地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いている、いないに関わらず、男女がともに地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることが必要です。

- ②男女がともに政治・行政、地域活動、教育等あらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。

### (3) 自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍について

#### ○ ＊ワーク・ライフ・バランスの実現

企業には雇用環境の整備等の取組を促進していくことが重要ですが、規模の小さな企業ではワーク・ライフ・バランスの取組を進めることが難しいことも多く、経営状態に応じた支援が必要です。ワーク・ライフ・バランスの取組が進むと、企業にとっても、優秀な人材の確保・定着、労働者の意欲の向上、仕事の見直しと効率化、企業のイメージアップや社会的評価の向上等、様々なメリットが考えられます。

#### ○ 仕事と家庭の両立の実現のために、求められていること

「育児休業・介護休業中の代替要員の確保など、気がねなく制度を利用できる職場環境をつくること」の割合が45.3%と最も高くなっています。

#### ○ 女性が職を持ち続けるという考え方

「女性は出産の際に一度退職し、子育て後に再び仕事を持つ」という考えと、「結婚し子どもを持つが、仕事を続ける」という考えを持つ割合が高くなっています。

#### ○ 労働時間（通勤時間含む）について

職業分野において女性が活躍するために必要なこととして、「労働時間の短縮や\*在宅勤務の普及など、働き方の見直しを進めること」の割合が、女性25～44歳で高くなっています。

#### ○ 育児休業・介護休業の取得状況

育児休業について、「取得したかったが、取得できなかった」の割合が2.9%、介護休業について、「取得したかったが、取得できなかった」の割合が1.6%となっており、職場における理解を深めていく必要があります。

#### ○ 職業分野において女性が活躍するために必要なこと

「仕事と家庭の両立について、男女共に職場の支援制度を受けやすい環境が整っていること」の割合が60.2%と最も高くなっています。

- ①働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現する上でとても重要なことです。今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会等の男女差別をなくすとともに、性別に関わらず、就労時間の短縮など、多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進める必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症が流行するような非常時には、女性比率の高い非正規雇用者がより職を失いやすくなる懸念があり、こうした状況について注視することが必要です。
- ③女性に対する就労支援とともに、多様な働き方の一つとして起業支援を進めていくことも必要です。

#### (4) 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくりについて

##### ○ 相談窓口の認知度

各相談窓口について、町民の3割程度に認知されている状況であり、2割弱には、全く認知されていません。今後も周知方法を検討していく必要があります。

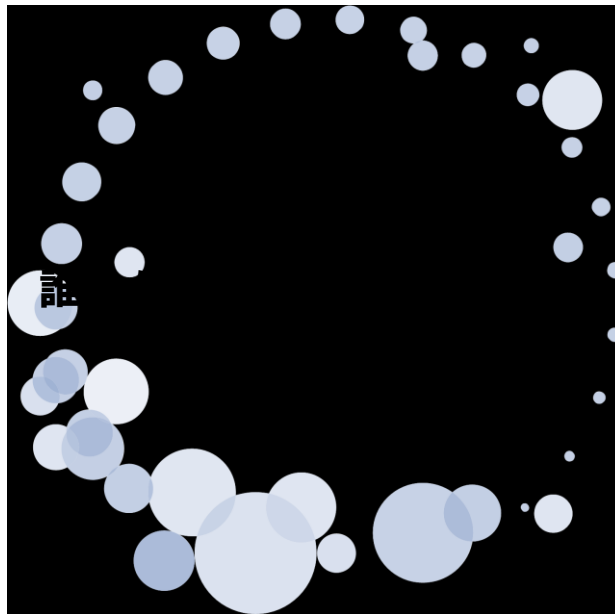
##### ○ 今後就労を希望する女性（20～64歳）の就労にあたっての不安点

「必要な技術や知識が自分に十分あるか、対応できるか」の割合が、最も多くなっています。

- ①生涯にわたる女性の健康づくりについて、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があることから、ライフステージに応じた健康の保持や\*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた支援が必要です。
- ②暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係各課、団体が連携し、医療や法的支援など被害者の立場に立った専門機関へのスムーズな接続を図るとともに、\*DVをはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、町民の認識を高める意識啓発や予防啓発を引き続き行う必要があります。
- ③制度の狭間の問題等を踏まえながら、様々な困難な状況に置かれている町民が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要です。
- ④様々な困難な状況に置かれている女性が、安心して生活することのできる支援体制の構築が必要です。

## 1 基本理念

性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、ともに参画できる男女共同参画社会の実現をめざし、「誰もが自分らしく輝けるまち 王寺」を基本理念とした様々な施策を計画的に推進します。



## 2 基本目標

## 基本目標 1 男女共同参画についての理解・意識の醸成

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていけるよう、★固定的性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う社会の実現を目指します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校等のあらゆる場において男女共同参画についての教育を推進します。

(文章中の★印を P55～用語解説 参照)

## 基本目標 2 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

家庭生活や地域社会活動の分野では、男女が共に活躍できる環境を整えることが必要です。そのため、男女が互いに対等な立場で、家庭生活や地域活動に積極的に参加できるように支援します。また、地域活動の様々な分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。

## 基本目標 3 自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、\*ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容等における男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことができる環境づくりを進めます。さらに、社会の様々な分野で誰もが自分らしさを十分に発揮できるよう支援を進めます。

## 基本目標 4 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

重大な人権侵害である\*DV や各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、専門機関へのスムーズな接続を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、外国人等、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた支援を受けられることができる体制を構築し、県、民間団体等と連携した重層的な支援を実施します。

### 3 計画の体系

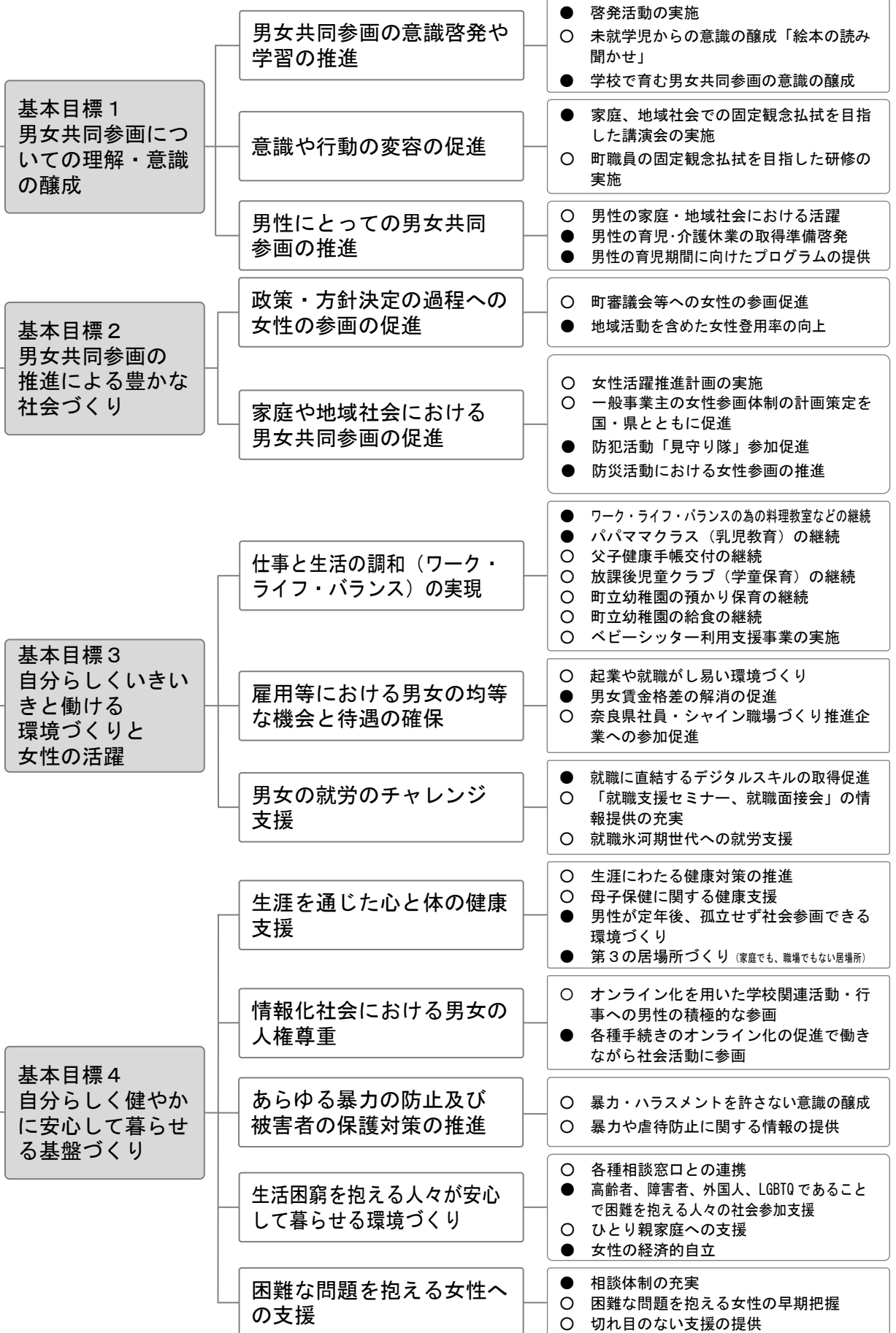
[ 全体の目標 ]

[ 基本目標 ]

[ 重点施策 ]

[ 具体的施策 ]

誰もが自分らしく輝けるまち 王寺



## 基本目標 1 男女共同参画についての理解・意識の醸成

## 重点施策① 男女共同参画の意識啓発や学習の推進

## 【具体的施策】

- 啓発活動の実施  
男女共同参画週間に啓発活動を行うとともに、パネル展・図書特設コーナーを設置します。
- 未就学児からの意識の醸成「絵本の読み聞かせ」  
男女共同参画の意識づくりのため、乳幼児期から絵本による読み聞かせを実施します。
- 学校で育む男女共同参画の意識の醸成  
子どもの時から、男女平等の意識を育むための教育を行っていくとともに、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校等における教育を推進します。

## 重点施策② 意識や行動の変容の促進

## 【具体的施策】

- 家庭、地域社会での固定観念払拭を目指した講演会の実施  
町民を対象とする講演会などにおいて「誰もがありのままに輝ける社会の実現」をテーマに採用していきます。
- 町職員の固定観念払拭を目指した研修の実施  
働き方改革、育児介護休業法の改正、SDGs、世代間の意識ずれと「自分らしさ」の表現を認め合うには、全ての職員の意識啓発が大切です。まずは、町職員への研修を通じて、人材育成を行っていきます。

(文章中の★印を P55～用語解説 参照)

## 重点施策③ 男性にとっての男女共同参画の推進

### 【具体的施策】

- 男性の家庭・地域社会における活躍  
男性の育児休業取得の推進、\*テレワークやオンライン化を用いた男性の育児参画の促進、孤独・孤立対策等を進め、男性の家庭や地域社会における活躍推進を図ります。
  
- 男性の育児・介護休業の取得準備啓発  
男性の育休が家庭にとって有効なものとするために、出産前からしっかりとした準備が大切です。\*奈良県パパ産休プロジェクトに倣い、これから、パパ、ママになる夫婦で受講する「(仮称)プレパパママ準備講座」など、夫婦で話すファーストステージの支援を図ります。
  
- 男性の育児期間に向けたプログラムの提供  
子どもとパパが遊びを通して育児の知識を習得し、家庭で実践する「(仮称)パパ株アップ講座」等のプログラムの検討と提供。

## 基本目標 2 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

### 重点施策① 政策・方針決定の過程への女性の参画の促進

#### 【具体的施策】

- 町審議会等への女性の参画促進  
町審議会等の改選時に、女性委員選任への働きかけを行います。
- 地域活動を含めた女性登用率の向上  
国が定める審議会等への女性登用率の目標達成のため、各審議会等の女性の構成比率の向上、女性の管理職比率の向上を図ります。

### 重点施策② 家庭や地域社会における男女共同参画の促進

#### 【具体的施策】

- 女性活躍推進計画の実施  
本計画に記載された取組を実施し、女性活躍を推進します。
- 一般事業主の女性参画体制の計画策定を国・県とともに促進  
町内一般企業主に対し、\*一般事業主行動計画の策定と、女性活躍推進の取組の実施を推進します。  
また、奈良労働局の協力のもと、計画策定の助言をする講師派遣事業を活用し、計画の策定を進めていきます。
- 防犯活動「見守り隊」参加促進  
「地域ぐるみ学校見守り隊」への地域住民の参加を促進し、安全・安心なまちづくりをめざした防犯活動を実施します。
- 防災活動における女性参画の推進  
女性消防団員の活躍推進に向けた取組を促進します。また、防災士ネットワークの活動の活性化とともに、地域の防災活動等において活躍できる人材の育成を促進します。

## 基本目標3 自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍

### 重点施策① 仕事と生活の調和（\*ワーク・ライフ・バランス）の実現

#### 【具体的施策】

- ワーク・ライフ・バランスの為の料理教室などの継続  
食品衛生協会と連携したワーク・ライフ・バランスの為の料理教室などの継続により、男性の家事参画の促進に取り組んでいきます。
- パパママクラス（乳児教育）の継続  
妊婦・夫とその家族を対象にしたパパママクラスにおいて、男性の育児参画の促進に取り組んでいきます。
- 父子健康手帳交付の継続  
父親の育児参加や夫婦で子育てについて、考えるきっかけとなることを目的に父子健康手帳交付を行い、男性の育児参画の促進に取り組んでいきます。
- 放課後児童クラブ（学童保育）の継続  
「王寺町こども計画」に基づき、就労等により保護者が日中不在にされている家庭の児童を対象に、学童保育に取り組んでいきます。
- 町立幼稚園の預かり保育の継続  
「王寺町こども計画」に基づき、保護者の子育てを支援するため、夏休み等の長期休業中や午後5時までの預かり保育を引き続き実施します。
- 町立幼稚園の給食の継続  
「王寺町こども計画」に基づき、豊かな食の体験を積み重ね、食べる意欲を育み、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる食を営む力を培うため、町立幼稚園での給食の実施に取り組みます。
- ベビーシッター利用支援事業の実施  
奈良県の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により、一時的に保育が必要な保護者がベビーシッターを利用する場合、利用料の一部を補助します。「より柔軟な利用」、「子どもの安心・安全」を確保できる体制整備の為、\*ファミリー・サポート・センター事業からベビーシッター利用支援事業へ移行します。

## 重点施策② 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

### 【具体的施策】

- 起業や就職がし易い環境づくり  
奈良県キャリアコンサルタントによる就業支援窓口などの活用により、誰もが起業や就職をし易い環境づくりを進めます。
- 男女賃金格差の解消の促進  
女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために内閣府において決定している「\*女性の骨太の方針」に沿って、企業にむけて男女賃金格差の解消を促します。
- \*奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業への参加促進  
育児、介護との両立や仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）など、柔軟かつ多様な働き方を推進し、良質な雇用環境づくりに取り組んでいる県内企業を登録する奈良県の制度である「社員・シャイン職場づくり推進企業」への参加促進を進めます。

## 重点施策③ 男女の就労のチャレンジ支援

### 【具体的施策】

- 就職に直結する\*デジタルスキルの取得促進  
国の交付金等を活用しながら、就労に直結するデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援します。
- 「就職支援セミナー、就職面接会」の情報提供の充実  
「王寺町・奈良労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、地域交流センター内の\*まっち★ジョブ王寺～ハローワーク～などで情報提供や面接会など、就業支援に向けた取組を実施します。
- \*就職氷河期世代への就労支援  
「王寺町・奈良労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、就職氷河期世代の方への情報提供や面接会など、就業支援に向けた取組を実施します。

## 基本目標 4 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

### 重点施策① 生涯を通じた心と体の健康支援

#### 【具体的施策】

- 生涯にわたる健康対策の推進  
個人のそれぞれの生き方を尊重するため、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりを行っていくとともに、妊娠・出産期における指導と支援を含む母子保健施策の充実を図ります。
- 母子保健に関する健康支援  
妊娠、出産、子育てまで一貫して、健康診査、保健指導・相談対応等のサービス等が安心して受けられるよう、施策を推進し、健康への支援体制を強化します。
- 男性が定年後、孤立せず社会参画できる環境づくり  
男性が定年後、孤立せず社会参画できる環境づくりを目指し、地域活動参加の敷居を低くなど各種施策の充実を図ります。
- 第3の居場所づくり（家庭でも、職場でもない居場所）  
定年退職後の男性や子どもたちが自立する力を育むため、家庭でも、職場でもないカフェやコミュニティーセンター、図書館、公園や広場など創造的な交流が生まれるような心地良い「第3の居場所」づくりを促進します。

### 重点施策② 情報化社会における男女の人権尊重

#### 【具体的施策】

- オンライン化を用いた学校関連活動・行事への男性の積極的な参画  
PTAや保護者会など学校関連の活動・行事への参加について、男女共同参画の観点から、オンラインの活用など、保護者や地域住民が参画しやすい工夫を検討していきます。
- 各種手続きのオンライン化の促進で働きながら社会活動に参画  
働きながら、社会活動の参加しやすい環境づくりを進めるため、町内における各種手続きのオンライン化を推進します。

## 重点施策③ あらゆる暴力の防止及び被害者の保護対策の推進

### 【具体的施策】

- 暴力・ハラスメントを許さない意識の醸成  
様々な場面において、暴力を許さない意識を高めるための広報・啓発を行っていきます。
- 暴力や虐待防止に関する情報の提供  
広報紙や情報誌等による\*DV、ストーカー等の暴力や虐待防止に関する啓発や情報提供を行っていきます。

## 重点施策④ 生活困窮を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

### 【具体的施策】

- 各種相談窓口との連携  
心配ごと相談や法律相談、消費者相談など、各種相談窓口との連携を図り、相談しやすい環境づくりを推進します。
- 高齢者、障害者、外国人、\*LGBTQであることで困難を抱える人々の社会参加支援  
「教育の支援」「生活の支援」「経済的支援」「関係機関と連携した支援」の4つを柱に位置づけ、社会参加支援を総合的に推進します。  
また、西和自主夜間中学や日本語相談室・王寺などの民間ボランティア団体に、活動の場を提供し、外国人への支援を促進します。
- ひとり親家庭への支援  
「王寺町こども計画」に基づき、中和福祉事務所の母子・父子自立支援員による相談業務や、ひとり親家庭等医療費助成制度等の周知と利用促進を図り、負担の軽減に努めます。
- 女性の経済的自立  
男女がともに自分らしく暮らす基盤となるよう、男女の賃金格差の公表などの措置を周知することで格差是正を促します。



## 1 王寺町における推進体制

## (1) 男女共同参画推進会議

本町における男女共同参画を推進していくためには、行政自ら男女共同参画についての理解を深め、庁内での取組をはじめ、総合的な施策を展開する気運を高め、実施していくことが必要です。

男女共同参画推進会議は、町長を会長とし、各部の長によって構成される組織です。男女共同参画施策の総合的、計画的かつ効果的な推進に向け、関連各課との連携に基づく協力体制を強化していくとともに、計画の進捗状況や達成状況から、次年度における施策の見直しや検討について協議していきます。

## (2) 男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会は、男女共同参画推進会議のもとに設置されている組織です。各課・室の長によって構成され、所掌事務に関する具体的事項について、協議及び調査研究を行うとともに、関係機関の連絡調整を図ります。

## 2 町民・団体、事業者との協働

本計画の推進にあたっては、町民一人ひとりの意識と行動の変革や、事業者の積極的な取組、家庭や学校における教育など、あらゆる場面における取組が必要です。

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、町民、団体及び事業者との協働を図ります。

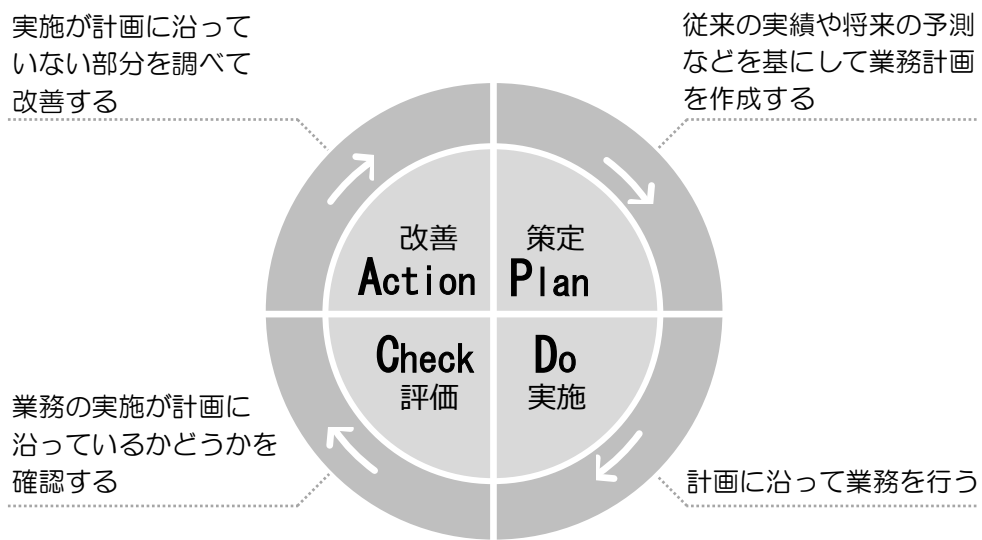
(文章中の★印を P55～用語解説 参照)

### 3 効果的な進行管理

本計画の推進に当たっては、計画の進捗状況や達成状況を定期的に点検し、それを今後の施策に反映していく「PDCA サイクル」により進行管理をし、その結果を公表します。

また、社会情勢や国・県の動向を的確に捉えて本計画の見直しを図り、本町の男女共同参画に関する諸施策に反映させ、施策を多角的・効率的に進めます。

PDCAサイクルのイメージ



## 4 指標

本町の基本理念の実現に向け、指標を設定し、進捗状況や成果の把握を行います。

項目	現状	目標
	(令和4年)	(令和14年)
★固定的性別役割分担意識の解消（「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」に“反対”の割合）	24.4%	54.6%
政治の場における男女の地位に対する平等意識（政治の場における男女の地位に対する「平等である」と回答した人の割合）	10.3%	50.1%
社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位に対する平等意識（社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位に対する「平等である」と回答した人の割合）	14.2%	65.5%
ボランティア等を通じた地域活動への参加状況（ボランティア等を通じた「地域活動をしている」と回答した人の割合）	24.9%	61.5%
審議会等への女性委員の登用率	29.7%	47.6%
25～44歳女性の就業率	73.4% (R2国調)	84.4%
女性相談支援員の配置人数 (困難な問題を抱える女性への支援に対する指標)	0人 (令和7年)	1人
女性相談に関する研修参加回数 (困難な問題を抱える女性への支援に対する指標)	7回予定	10回
相談窓口に関する広報の実施回数 (困難な問題を抱える女性への支援に対する指標)	2回	4回
困難な女性支援対策会議実施回数 (困難な問題を抱える女性への支援に対する指標)	0回	1回以上

# 参考資料

## 1 用語解説

あ行		ページ
<b>アンコンシャス・バイアス</b> (無意識の思い込み)	育つ環境や所属する集団のなかで知らず知らずのうちに脳にきざみこまれ、潜在的に持っているバイアス（先入観、思い込み、決めつけ）のことをいう。	38
<b>一般事業主行動計画</b>	事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定する計画。	46
か行		ページ
<b>県民くらし相談センター</b>	「消費生活」、「男女共同参画」、「ひとり親家庭等」、「外国人」、「LGBTQ」に関する相談や啓発・情報発信を集約し、ワンストップで実施する機関のこと。	51
<b>合計特殊出生率</b>	合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当。 15歳から49歳までの年齢別の出生率を「合計」し、限定した女性人口を用いるので「特殊」が付く。	10
<b>固定的性別役割分担意識</b>	男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいう。	23 35 41 54
<b>コワーキングスペース</b>	個人事業主やフリーランス・勤務場所が自由に選べる雇用型社員など見ず知らずの人達が1つのワーキングスペースに集まり業務を行うスタイルを指す。レンタルオフィスの一部をコワーキングスペースとして貸し出す場合も多い。コワーキングスペースには様々な立場・業種の人々が集まり、そこでの交流により新たなビジネスが生まれたり仕事を依頼されたりするメリットがある。	23
さ行		ページ
<b>在宅勤務(テレワーク)</b>	勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。	17 23 39 45

サテライトオフィス	サテライトオフィスとは、企業または団体の本拠から離れた所に設置された小規模のオフィスのこと。 本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。 一般的に、サテライトオフィスでは勤務者が本社や支社と同様に働けるような通信環境が整備されており、支社との差は以下のようなものになる。 サテライトオフィス：様々な働き方に対応するため必要最低限の機能を保持している 支社：業務を進めることが目的なので、組織の機能を保持している	23
ジェンダー	社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような「社会的・文化的に形成された性別」のことをいう。	2
女性の骨太の方針	女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年6月をめぐりに政府決定し、各府省の概算要求に反映される。	48
就職氷河期	就職氷河期とは、バブル崩壊に伴う景気の悪化により、就職が厳しくなった時期のこと。 就職氷河期世代は、高卒の場合は 1975～1985 年生まれ、大卒は 1970～1980 年生まれの人たちといわれている。	48
スマイルセンター	ひとり親等の就業・自立に向けた就業相談を行う、奈良県・奈良市を実施主体とする機関のこと。令和 8 年 4 月から「県民暮らし相談センター」に集約される予定	51
た行		ページ
デジタルスキル	コンピュータやデジタル機器を使用して情報にアクセスし、管理するために必要な基本的なスキルのこと。 1. 暗号化&サイバーセキュリティスキル：不正アクセスからデータを保護するためのスキル 2. コラボレーションスキル：コミュニケーションを加速するツールを活用したスキル 3. データサイエンス・データベース管理と分析スキル：統計学、データモデリングなどを含めたデータ収集、データ処理、データベース管理と分析したスキル 4. ベース管理と分析したスキル プロジェクト管理スキル：管理ソフトウェアによる製品の主要なカスタマーサクセスの工数設定や指標を追跡管理するスキル	48
な行		ページ
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業	育児・介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた、また、雇用の継続や復帰がしやすいなど柔軟かつ多様な働き方などができる職場づくりや女性の就業率の向上など県内の実情に対応した地域雇用の推進、正規雇用の拡大など良質な雇用環境整備に向けた奈良県の取組。	48
奈良県パパ産休プロジェクト	産後すぐのママが特にサポートを必要とする時期に、パパが休暇を取って寄り添い、夫婦で一緒に子育てを推進するプロジェクト。	45

は行		ページ
<b>ファミリー・サポート・センター事業</b>	王寺町が実施している育児の援助を行いたい人「提供会員」と育児の援助を受けたい人「依頼会員」を結び、地域で子育てを支えあう有償の相互援助活動のこと。令和8年度から、ベビーシッター利用支援事業へ移行。	47
<b>フレックスタイム制度</b>	1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働くこと。	17
ま行		ページ
<b>まっち★ジョブ王寺～ハローワーク～</b>	「王寺町・奈良労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、地域交流センター内に設置されたハローワーク（公共職業安定所）。子育て支援、生活応援及び健康増進事業と雇用支援をワンストップで提供することを目的とする。	48
ら行		ページ
<b>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</b> （性と生殖に関する健康と権利）	生涯にわたって、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと、それを決定できる権利のことをいう。いつ何人子どもを産むか、または産まないかを自分で選ぶ自由、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つ環境、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じた性と生殖に関する問題が含まれる。	40
わ行		ページ
<b>ワーク・ライフ・バランス</b>	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できることをいう。	39 42 47
アルファベット		ページ
<b>DV(ドメスティック・バイオレンス)</b>	家族の間で行われる身体的、精神的虐待行為などのこと。身体的暴力（殴る・凶器を用いた脅し）、精神的暴力（暴言・無視）、経済的な制限（生活費をわたさない・仕事の制限）、性的な暴力（性行為や中絶の強要）などの行為が含まれる。	1 3 4 14 36 40 42 50
<b>LGBTQ</b>	レズビアン（Lesbian、女性の同性愛者）、ゲイ（Gay、男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender、生まれた時の性別と自分で認識している性別が異なる人）、クエスチョニング（Questioning、自分のセクシュアリティを決められない、わからない、決めない人）の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称の一つのこと。	50
<b>M字カーブ</b>	女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。	11 12

## 2 計画策定の経緯

年月日	項目	主な内容
令和3年 12月1日	第1回王寺町男女共同 参画計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・策定委員会の設置について 委員長・副委員長の選出</li> <li>・計画案策定の諮問</li> <li>・男女共同参画・女性活躍推 進に関する取組について</li> </ul>
令和4年 1月21日～ 2月17日	意識調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳以上の住民から無作 為抽出で2,000人に郵送 ※回答数928人(46.4%)</li> </ul>
2月28日	第2回王寺町男女共同 参画計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識調査分析</li> <li>・王寺町男女共同参画計画骨 子案審議</li> </ul>
9月27日	第3回王寺町男女共同 参画計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王寺町男女共同参画計画素 案審議</li> </ul>
11月17日～ 28日	計画素案に関するパブ リックコメント実施	
12月22日	第4回王寺町男女共同 参画計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・王寺町男女共同参画計画案 審議</li> <li>・計画案答申</li> </ul>
令和5年 3月	王寺町男女共同参画計 画策定	
令和7年 10月30日	第1回王寺町男女共同 参画計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・委員長・副委員長の選出に ついて</li> <li>・王寺町男女共同参画計画改 定に関する諮問について</li> <li>・王寺町男女共同参画計画改 定の方針等について</li> </ul>
令和8年 3月12日	第2回王寺町男女共同 参画計画等策定委員会	
令和8年 3月	王寺町男女共同参画計 画改定	

### 3 王寺町男女共同参画計画等策定委員会名簿（当初計画）

職名	選出範囲	氏名	団体構成
1号委員	学識経験を有する者	◎音田昌子	奈良県男女共同参画県民会議 副会長
1号委員	学識経験を有する者	○岡井崇之	奈良県立大学 教授
1号委員	学識経験を有する者	辻 岡 剛	王寺町人権教育推進協議会 会長
2号委員	民生委員	森村美智代	王寺町民生児童委員
3号委員	関係行政機関の職員	東 林 勝 美	大和高田公共職業安定所 業務次長
4号委員	住民関係団体の代表者	赤 松 邦 子	NPO 法人 パパちから応援隊 代表
4号委員	住民関係団体の代表者	有 馬 葉 子	防災士ネットワーク
5号委員	教育関係者	池 島 徳 大	王寺町教育委員
6号委員	公募による住民	今 井 匡	町内飲食店経営者
6号委員	公募による住民	前 田 靖 枝	保健師

◎委員長 ○副委員長

アドバイザー	氏名	任 期
奈良県女性活躍推進課 課長	西 橋 奈 穂	令和3年12月1日～ 令和4年3月31日
奈良県女性活躍推進課 課長	森 田 俊 子	令和4年4月1日～

#### 4 王寺町男女共同参画計画等策定委員会名簿（令和7年度計画改定）

職名	選出範囲	氏名	団体構成
1号委員	学識経験を有する者	◎音田昌子	奈良県男女共同参画推進サポーター 会員 元奈良県男女共同参画県民会議 副会長
1号委員	学識経験を有する者	○岡井崇之	奈良県立大学 教授
1号委員	学識経験を有する者	辻 岡 剛	王寺町人権教育推進協議会 会長
2号委員	民生委員	森村美智代	王寺町民生児童委員
3号委員	関係行政機関の職員	森本祥未	大和高田公共職業安定所 業務次長
4号委員	住民関係団体の代表者	中川直美	NPO法人なないろサーカス団 代表
4号委員	住民関係団体の代表者	有馬葉子	防災士ネットワーク
5号委員	教育関係者	池島徳大	王寺町教育委員
6号委員	公募による住民	今井 匡	一般公募枠（町内飲食店経営者）
6号委員	公募による住民	前田靖枝	一般公募枠（保健師）

◎委員長 ○副委員長

アドバイザー	氏名	備考
奈良県こども・女性課 課長	下市実紀	
王寺町健康子育て支援部 部長	増田淳子	

## 5 諮問書（当初計画）

王 地 第 480 号  
令和 3 年 1 2 月 1 日

王寺町男女共同参画計画等策定委員会  
委員長 音田 昌子 様

王寺町長 平井 康之

王寺町男女共同参画計画策定について（諮問）

このことについて、標記計画を策定するに際し、貴策定委員会の意見を求めます。

## 6 答申書（当初計画）

令和4年12月22日

王寺町長

平井康之様

王寺町男女共同参画計画策定等委員会  
委員長 音田昌子

### 王寺町男女共同参画計画の策定に関する答申書

当策定委員会は、令和3年12月1日付けで諮問のありました王寺町男女共同参画計画（王寺町女性活躍推進計画及び王寺町DV防止基本計画の一体計画）について、学識経験者、民生委員、関係行政機関の職員、町民関係団体の代表者、教育関係者、公募による住民・その他町長が必要と認める者という様々な立場の委員によって構成された10名により、幅広い視点から審議を重ねてまいりました。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとされています。平成12年にはこの法律に基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、総合的かつ計画的に施策を推進されています。

さらに、平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努められています。

このような取組により、男女共同参画に関する町民の理解は深まりつつありますが、依然として性別に基づく固定的な役割分担意識の存在や平等意識の浸透率の低さなど女性を取り巻く問題は多いことがうかがえます。また、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまでの働き方や生活様式を見直す転機となり、これから先の男女共同参画社会の実現に向け新たな可能性を見出しつつあります。

今回、こうした中で、令和2年度に公表された国の第5次男女共同参画基本計画の内容を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、町民・地域・地域活動団体・事業所・行政など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために王寺町男女共同参画計画（王寺町女性活躍推進計画及び王寺町DV防止基本計画の一体計画）の案を別添のとおり取りまとめましたので、これらの内容について、適切な対応が図られるよう要望し答申といたします。

## 「王寺町男女共同参画計画」答申の基本的事項

### 1. 答申に至る経緯について

#### ①「王寺町男女共同参画、女性の活躍推進に関する意識調査」の実施

○町内に居住する満20歳以上の町民2,000人（無作為抽出）に、「王寺町男女共同参画、女性の活躍推進に関する意識調査」を実施し、ご自身のこと、仕事と生活のバランス、「仕事」に関する考え、男女の地域や家庭における役割等、地域活動、今後必要な施策等の設問を通じて、固定観念、無意識の思い込み、男女の地位の平等感、家庭での男女の役割分担、地域活動参加の課題を洗い出し、今後の王寺町における男女共同参画のあり方に関する意識等を調査。

○調査期間 令和4年1月21日から2月7日

○有効回答数 928人（有効回答率 46.4%）

#### ②「王寺町男女共同参画計画等策定委員会」

○王寺町附属機関の設置に関する条例に基づき、学識経験者、民生委員、関係行政機関の職員、町民関係団体の代表者、教育関係者、公募による住民・その他町長が必要と認める者の様々な立場で男女共同参画に携わる10名の委員で構成された組織です。

##### ○第1回 王寺町男女共同参画計画等策定委員会

（令和3年12月1日開催）

- ・王寺町附属機関の設置に関する条例に基づき、委員に委嘱状を交付。
- ・同条例第5条により、私、音田が委員長となり、副委員長を岡井委員に決定。
- ・事務局より、「男女共同参画及び女性活躍推進に係る王寺町における既存施策の取組」、「計画策定の方法」について説明後に審議。
- ・事務局より、策定委員会開催の今後のスケジュールについて説明。

##### ○第2回 王寺町男女共同参画計画等策定委員会

（令和4年2月28日開催）

- ・事務局より、「王寺町男女共同参画、女性の活躍推進に関する意識調査結果の概要」の説明後に審議。
- ・事務局より、「王寺町男女共同参画計画の骨子案」の説明後に審議。

##### ○第3回 王寺町男女共同参画計画等策定委員会

（令和4年9月27日開催）

- ・事務局より、「計画の素案の確認とパブリックコメント（概要版）の実施」の説明後に審議。

- ・事務局より、各委員に計画素案に関する意見の提出を依頼。

#### ○第4回 王寺町男女共同参画計画等策定委員会

(令和4年12月22日開催)

- ・事務局より、「パブリックコメント結果」の報告
- ・事務局より、「王寺町男女共同参画計画案について（主に前回からの修正部分）」の説明後に決定。

#### ③パブリックコメントの実施

- 計画素案（概要版・計画書・王寺町男女共同参画、女性の活躍推進に関する意識調査結果）を町の公式サイト等で公開し、意見を募集しましたが意見はありませんでした。

## 2. 王寺町男女共同参画計画の目指す方向性について

王寺町取組、「王寺町男女共同参画、女性の活躍推進に関する意識調査」などにより、

- 固定的な性別役割分担意識等を解消するとともに、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）による悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進が求められています。今後、それぞれの性別やライフステージに応じて、町民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取組を行うことが必要であることがわかりました。

- 地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いている、いないに関わらず、男女がともに地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。

そのために、性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう、家事・育児・介護の負担の偏りを無くす検討をしていくことが必要であることがわかりました。

- 今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会等の男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択でき、働き続けられる職場づくりを進めることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症によって、雇用環境が悪化し、とりわけ女性比率の高い非正規雇用者がより職を失いやすい傾向があります。こうした状況について注視することが必要であるとともに、女性に対する就労支援や、多様な働き方の一つとして起業（フリーランス等）支援を進めていくことが必要であることがわかりました。

- 生涯にわたる女性の健康づくりについて、ライフステージに応じた健康の保持やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を踏まえた支援が必要であることがわかりました。

また、暴力の被害者が躊躇せず被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備とともに、あらゆる暴力を予防するために、町民の認識を高める意識啓発や予防啓発を引き続き行う必要があることがわかりました。制度の狭間の問題等を踏まえながら、様々な困難な状況に置かれている町民が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が求められています。

「王寺町男女共同参画計画（王寺町女性活躍推進計画及び王寺町 DV 防止基本計画の一体計画）」においては、すでに実施済の事業については継続して取り組んでいただき、男女共同参画、女性活躍推進及び DV 防止のさらなる推進のため次に示す意見の（１）～（４）について、実施に向けて努めていただきたいと思います。

### 3. 意見について

「王寺町男女共同参画計画」は、王寺町で暮らすすべての町民が性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、「誰もが自分らしく輝けるまち 王寺」を基本理念に男女共同参画社会の実現するための指針となる計画です。

当策定委員会といたしましては、より実効性の高い「王寺町男女共同参画計画」を策定し、実践することを希望するものです。また、以下の点について、意見を付して答申といたします。

#### （１）男女共同参画についての理解・意識の醸成

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、お互いを尊重し認め合う社会の実現を目指していただきたい。

また、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行うとともに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校等のあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進していただきたい。

#### （２）男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

男女が互いに対等な立場で、家庭生活や地域活動に積極的に参加できるよう支援していただきたい。

また、地域活動の様々な分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めていただきたい。

#### （３）自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍

男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めていただきたい。

また、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりとともに、社会の様々な分野で誰もが自分らしさを十分に発揮できるよう支援を進めていただきたい。

#### (4) 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

重大な人権侵害であるDVや各種ハラスメント等を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進していただきたい。

また、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、外国人等、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、安心して暮らせる環境整備を進めていただきたい。

#### (5) 「王寺町男女共同参画計画」

策定後、計画進捗状況の点検・評価を適切に行うことができる進行管理の機会を設けていただきたい。

#### (総評)

この計画の基本理念である「誰もが自分らしく輝けるまち 王寺」の実現、及びウィズコロナ、アフターコロナにおける誰もが働きやすく暮らしやすい活力ある王寺町を目指し、本会としてはこの計画がより実効性の高いものとなるように要望します。

## 7 諮問書（令和7年度計画改定）

王地第570号  
令和7年10月30日

王寺町男女共同参画計画等策定委員会  
委員長 音田 昌子 様

王寺町長 平井 康之

王寺町男女共同参画計画改定について（諮問）

このことについて、標記計画を改定するに際し、貴策定委員会の意見を求めます。

令和8年3月12日

王寺町長 平井 康之 様

王寺町男女共同参画計画等策定委員会  
委員長 音田 昌子

### 王寺町男女共同参画計画の改定に関する答申書

当策定委員会は、令和7年10月30日付け王地第570号で諮問のありました王寺町男女共同参画計画の改定について、学識経験者、民生委員、関係行政機関の職員、住民関係団体の代表者、教育関係者、公募による住民、その他町長が必要と認める者という様々な立場の委員によって構成された10名により、幅広い視点から審議を行いました。

近年、社会経済状況が変化している中、貧困やDVといった困難な問題を抱える女性に対する支援が求められています。こうした中、国においては令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が施行され、市町村には基本計画の策定等が努力義務とされました。

一方、奈良県においては「困難女性支援法」に基づき、県、市町村及び民間団体等が相互に連携、協力を図り、この支援対象となる女性に対する支援をより一層推進することを目的として、令和6年4月に「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されました。

今回、こうした社会情勢や国、県の動向を踏まえ、女性の福祉の増進の観点から、個々の状況に応じた最適な支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、王寺町男女共同参画計画の中に、「困難女性支援法」に規定する市町村計画の内容を盛り込み、両方を兼ねた計画として改定する案を別添のとおり取りまとめましたので、これらの内容について、適切な対応が図られるよう要望し答申といたします。

## 「王寺町男女共同参画計画の改定」に関する答申の基本的事項

### 1. 答申に至る経緯について

#### ①「王寺町男女共同参画計画等策定委員会」

○王寺町附属機関の設置に関する条例に基づき、学識経験者、民生委員、関係行政機関の職員、住民関係団体の代表者、教育関係者、公募による住民、その他町長が必要と認める者という様々な立場で男女共同参画に携わる10名の委員で構成された組織です。

#### ○第1回 王寺町男女共同参画計画等策定委員会

(令和7年10月30日開催)

- ・王寺町附属機関の設置に関する条例に基づき、委員に委嘱状を交付。
- ・同条例第5条により、私、音田が委員長となり、副委員長を岡井委員に決定。
- ・事務局より、「王寺町男女共同参画計画改定の方針等」について説明後に審議。
- ・事務局より、策定委員会開催の今後のスケジュールについて説明。

#### ○第2回 王寺町男女共同参画計画等策定委員会

(令和8年3月12日開催)

- ・事務局より、「パブリックコメント結果」の報告。
- ・事務局より、「王寺町男女共同参画計画改定案について」の説明後に決定。

#### ②困難な問題を抱える女性と実際に関わる窓口への聴き取り

○困難な問題として想定される状況が多様であることから、困難な問題を抱える女性（以下「困難女性」という。）支援の総合窓口である王寺町こども家庭センター（王寺町女性みらいサポート）をはじめ、王寺町民生委員・児童委員や心配ごと相談室などへ、個別具体的なケースを網羅的に把握するため聞き取りを実施しました。

#### ③パブリックコメントの実施

○計画素案（計画書改定案及び計画改定概要）を町の公式サイト等で公開し、意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

## 2. 王寺町男女共同参画計画【改定】の目指す方向性について

困難女性の状況を把握するための調査において、様々な困難な状況に置かれている女性が、安心して相談でき、生活することのできる支援体制の構築が必要であることが確認されました。

困難女性のそれぞれの意思が尊重され、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた支援を受けることができる体制を構築し、県、民間団体等が連携した重層的な支援を実施していくことが必要であると考えます。

「王寺町男女共同参画計画【改定】」においては、既存事業に継続して取り組んでいただくとともに、貧困やDVといった困難女性への支援を推進するため次に示す(1)～(4)の意見について、実施に努めていただきたいと考えています。

## 3. 意見について

社会問題となっている貧困やDVといった困難女性に対し、個々の状態に応じた適切な支援施策を総合的かつ計画的に推進していくことで、「王寺町男女共同参画計画」の基本理念である「誰もが自分らしく輝けるまち 王寺」の実現に更に向かっていくものと考えます。

当策定委員会といたしましては、現在の「王寺町男女共同参画計画」に、困難女性への支援策を盛り込んだ「王寺町困難女性支援基本計画」を包含し、両方を兼ねた計画として改定を行い、実践することを希望するものです。また、以下の点について、「王寺町困難女性支援基本計画」において、取り組んでいただきたい内容を意見として付して答申といたします。

### (1) 相談体制の充実

女性が抱える困難な問題は多岐にわたることから、様々な問題に的確に対応できる専門スキルを身に付けた「女性相談支援員」を配置するため、女性相談に関する研修への積極的な参加を促すなど、人材育成に努めていただきたい。

### (2) 困難な問題を抱える女性の早期把握

困難女性が気軽に相談に訪れることができるよう、町広報紙やホームページ、SNS、窓口での周知、気軽に立ち寄れるイベントにおける声掛けなどを行い、総合相談窓口である王寺町こども家庭センター（王寺町女性みらいサポート）の周知に努めていただきたい。

### (3) 切れ目のない支援の提供

困難女性が直面する問題は多岐にわたることから、町の支援だけでは対応しきれないケースも考えられるため、県や民間団体と連携を密に図っていただき、支援ネットワークを構築していただきたい。

### (4) 王寺町男女共同参画計画の進行管理

計画改定後も引き続き、計画進捗状況の点検、評価を適切に行うとともに、男女共同参画に基づく諸施策を多角的、効率的に進めていただきたい。

## 9 関係法令

### (1) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正 令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らか

にするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理

大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合におい

て、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則

(平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

##### 一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

##### 一から十まで 略

##### 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則

(平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(以下略)

附 則

(令和七年六月二十七日法律第八〇号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和 7 年法律第 79 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正 令和元年 6 月 5 日同第 24 号

### 目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二〇条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二九五条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関

する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占め

る女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第一四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当すると

きは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### （一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

三 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の

施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を

科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

(平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月十七日法律第六十八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月十一日法律第六十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四 4 条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度に

において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努

めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める

ものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第一二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、

命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成一四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫

(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいはいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

## 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

### （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

### （保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第一二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

### （期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第一二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しく

は第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情が

あるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第一二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

## 第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面	記載された書面

	又は電磁的記録	
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二 2 項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一 1 項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助

することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第4号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第一二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第一二条第一 1 項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第一二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第 6 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第一二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十 〇 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二十三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二十六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二十五日法律第五十二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月十七日法律第六十八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月十九日法律第三十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」と

あるのは、「第八十七条の二 2 の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月十四日法律第五十三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年

六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和七年十二月十日法律第八十四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

## (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年法律第52号

最終改正 令和7年6月1日法律第68号

### 目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

##### （基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要

## 事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える

女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他

の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和三十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和三十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項

は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

##### (教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

##### (調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

##### (人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

##### (民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

##### (都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委

託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

三 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

### (検討)

第二条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

### (婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

### (婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この

場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月十五日法律第六十六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月十七日法律第六十八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

相談内容		担当課 (対応)	連絡先
相談したい	話を聞いてほしい	王寺町こども家庭センター (王寺町女性みらいサポート) ※状況によって県のセンターや各課につなぐ	0745-33-1700
		・奈良県高田こども家庭相談センター (女性相談)	0745-22-6079
		・奈良県中央こども家庭相談センター内 女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	0742-22-4083
		・県民暮らし相談センター【令和8年4月~】 女性相談窓口 ひとり親家庭等の総合相談窓口 (スマイルセンター)	女性相談窓口 0742-22-1240 ひとり親家庭等相談窓口 0742-24-7624
		・法テラス(日本司法支援センター)	0570-078374
		・奈良地方裁判所葛城支部・葛城簡易裁判所 ・奈良家庭裁判所葛城支部	0745-53-1012
		お金がない	社会福祉制度の利用
住むところがない	住居の確保	王寺町役場建設課	・町営住宅
子どものこと	手当・保育所等	王寺町役場子育て支援課	・児童手当、児童扶養 手当等 ・保育所等 (代表) 0745-73-2001
	医療費等	王寺町役場国保健康推進課	・子ども医療費、ひとり 親家庭等医療費 ・国民健康保険
	健診、予防接種等	王寺町保健センター	・健診、予防接種等
	学校等	王寺町教育委員会	・転校等
働きたい	就職の相談	王寺町役場地域交流課 ※状況によって下記の施設等につなぐ	0745-33-3000
		・まっち☆ジョブ王寺~ハローワーク~(就業相談)	0745-41-8601
		・母子家庭等就業・自立支援センター (母子・父子自立支援プログラム策定、 就業支援バンク登録)	0742-27-8054
		・奈良しごとiセンター (再就職準備相談)	0742-23-5730
		・高田しごとiセンター ( // )	0745-24-2010

※緊急時は110番もしくは、西和警察署(0745-72-0110)に連絡してください。